

第 3 期

大崎上島町 子ども・子育て 支援事業計画

令和 7 ～ 11 年度



大崎上島町

令和 7 年 3 月

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の基本事項.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	4
4 計画期間.....	4
5 策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 人口の動向等.....	5
2 子どものいる世帯の状況.....	8
3 教育・保育施設の状況等.....	9
4 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	10
5 ニーズ調査からみられる状況等.....	12
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	17
1 課題と今後の見込み.....	17
2 基本理念・基本視点・基本目標.....	19
3 施策の体系.....	20
第4章 基 本 施 策.....	21
1 ニコニコ 育つ子.....	21
2 キラキラ 伸びる子.....	30
3 ホカホカ 親子の育ちを応援する地域.....	37
第5章 子ども・子育て支援事業.....	41
1 子ども・子育て支援事業の概要.....	41
2 教育・保育提供区域の設定.....	43
3 計画期間の子ども数と潜在的家族類型.....	43
4 特定教育・保育施設（施設型給付）.....	45
5 地域型保育給付.....	47
6 地域子ども・子育て支援事業.....	48
7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	56
8 総合的な施策の推進.....	58
第6章 計画の推進.....	59
1 計画の推進と連携の強化.....	59
2 計画の進行管理.....	59
資料編.....	60
1 大崎上島町子ども・子育て会議設置条例.....	60
2 大崎上島町子ども・子育て会議委員名簿.....	62
3 策定経過.....	63

第1章 子ども・子育て支援事業計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども（14歳以下の子ども）の数は、令和6年4月1日現在、1,401万人で、43年連続で減少しており、総人口に占める割合は11.3%と、5年前の12.1%からさらに低下しています。また、令和5年の出生数は72.7万人となっており、将来推計では出生数が80万人を下回るのは2030年と推計されていますが、少子化が予想を上回る速度で進んでいます。子育て世代となる年齢層がすでに少子化の進む中で生まれた世代であり、晩婚化の傾向や共働き世帯の増加とともに、子どもと子育てを取り巻く環境は変化しています。

人口減少社会となったわが国は、少子化・高齢化の進行が速く、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響が指摘されています。

国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。市町村は幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について質・量ともに充実を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進しています。一方で、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、令和6年度までに法律の有効期間の延長がされました。その後、令和6年5月の法改正により、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。

近年は、共働きの子育て世帯が増加しており、低年齢児からの保育ニーズは増大する傾向にあり、安心して子どもを産み育てられる環境の充実がさらに重要となっています。

■参考／子ども・子育て支援法の趣旨■

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

- ◆乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◆保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

内閣府「基本指針」より要約

■参考／次世代育成支援対策推進法の改正概要■

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

厚生労働省資料

こうした中、令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。令和5年4月には、これまで内閣府や厚生労働省、文部科学省の各省庁がそれぞれ実施していた子どもの福祉や保健に関する施策を一体的に推進していくための組織として「こども家庭庁」が発足しました。そして、令和5年12月にはこども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。この「こども大綱」の方針を踏まえ、「子ども・子育て支援法」においても新たな子育て支援策が位置づけられるなどの改正が行われており、子育て家庭の様々なニーズへの対応が市町村にも一層求められています。

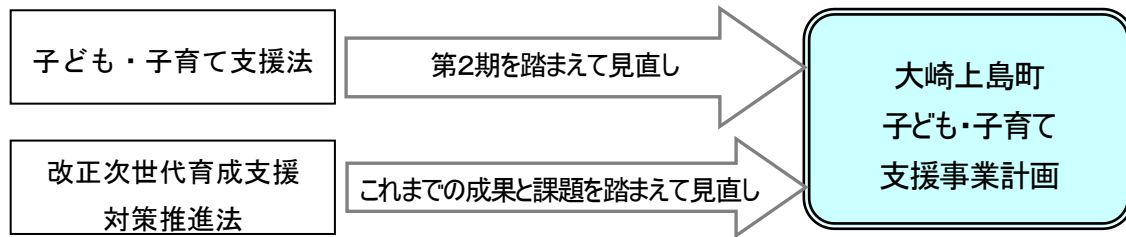
大崎上島町では、少子化が高い水準で進む中、幅広く子育て支援事業を推進しており、子育て支援手当などの町単独事業の継続実施や、小学生の放課後子ども教室、「大崎上島学」など、学びの島づくりのための施策、次代を担う子どもと子育て家庭への支援や親子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的・計画的に推進してきました。これまでの取組を見直しながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画です。また、この計画には、「次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」を包含しています。次世代育成支援行動計画は子ども・子育て家庭を支援するための様々な分野にわたる計画で、母子保健計画の内容を包含しています。一方、子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育サービス、地域子育て支援事業等の提供について、具体的な見込み量と確保方策を示すものです。

上位計画である「第3次長期総合計画（令和16年度まで）」、地域福祉計画をはじめとする保健福祉関係計画、男女共同参画基本計画等との調和を保ちます。

■計画の法的根拠■

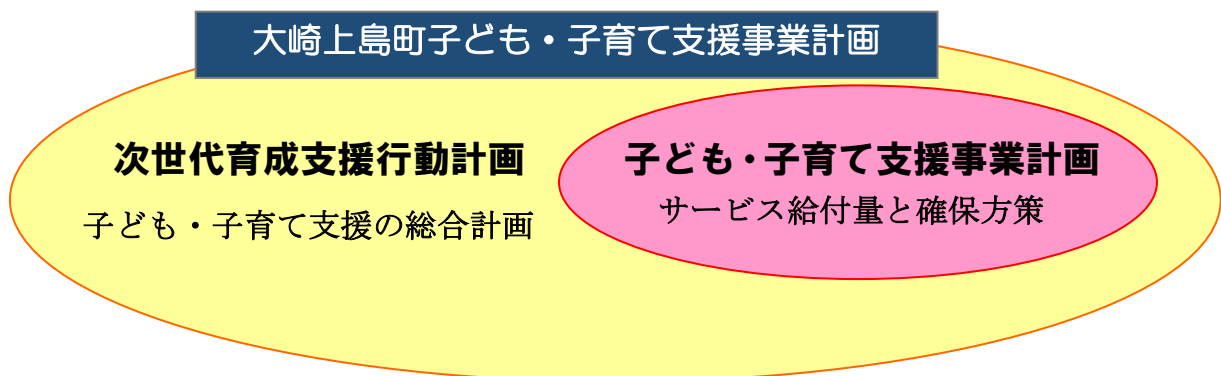


■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について■

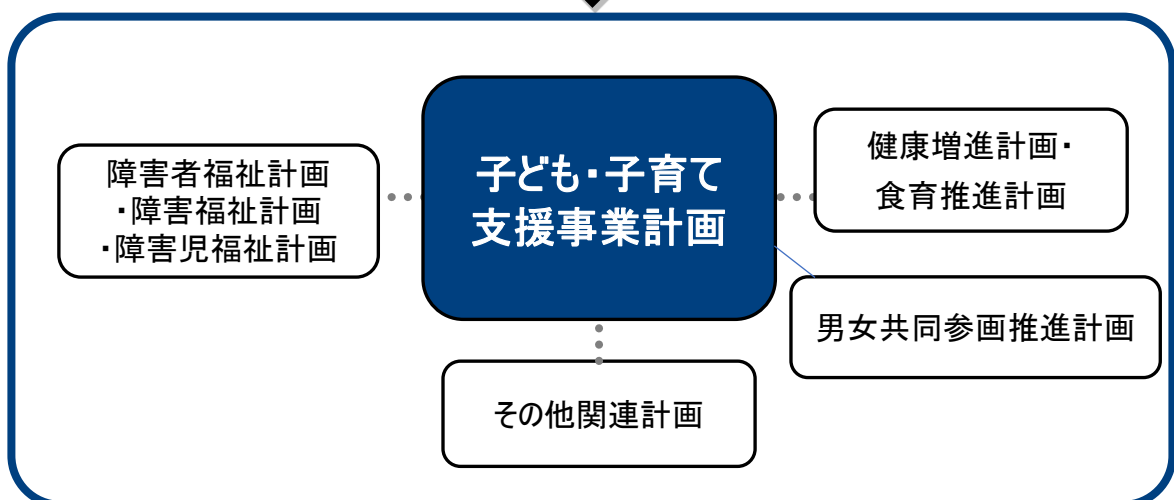
「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■計画の構成■



第3次大崎上島町総合計画（令和7～16年度）



3 計画の対象

この計画は、概ね17歳以下の子どもを対象とし、大崎上島町の子どもの健やかな成長と子育て家庭に地域が関わり、子育て支援環境の充実に取り組んでいきます。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

こども基本法に基づくこども計画（策定努力義務）については、本計画期間の中で策定を検討します。

■計画期間■

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度～
子ども・子育て 支援事業計画	本 計 画 期 間					
					見直し	次期 計画

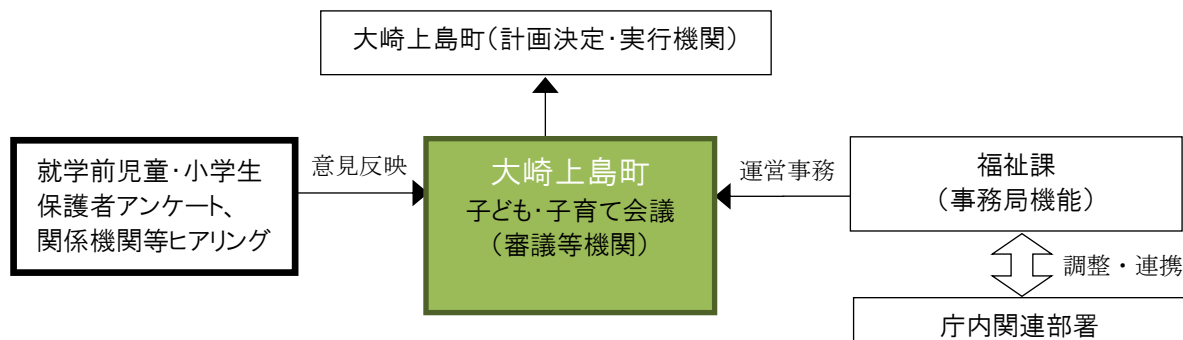
5 策定体制

令和5年度に就学前児童・小学生の保護者に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果を基に、大崎上島町子ども・子育て会議で協議いただきながら策定を進めてきました。

■ニーズ調査（令和5年度実施）の概要■

調査対象	就学前児童保護者、小学校1～6年生保護者全員
調査方法	就学前児童保護者票、小学生保護者票の2種の調査票で、園・小学校の協力を得て、園・小学校で配布・回収。未就園の児童の保護者には郵送で配布・回収。（複数受け取った場合は一番下の児童分を回答してもらうよう依頼）
調査期間	令和6年2月28日から令和6年3月13日まで
回答状況	就学前児童保護者：配布112件、回答93件、回答率83.0% 小学生保護者：配布136件、回答135件、回答率99.3%

■策定体制■



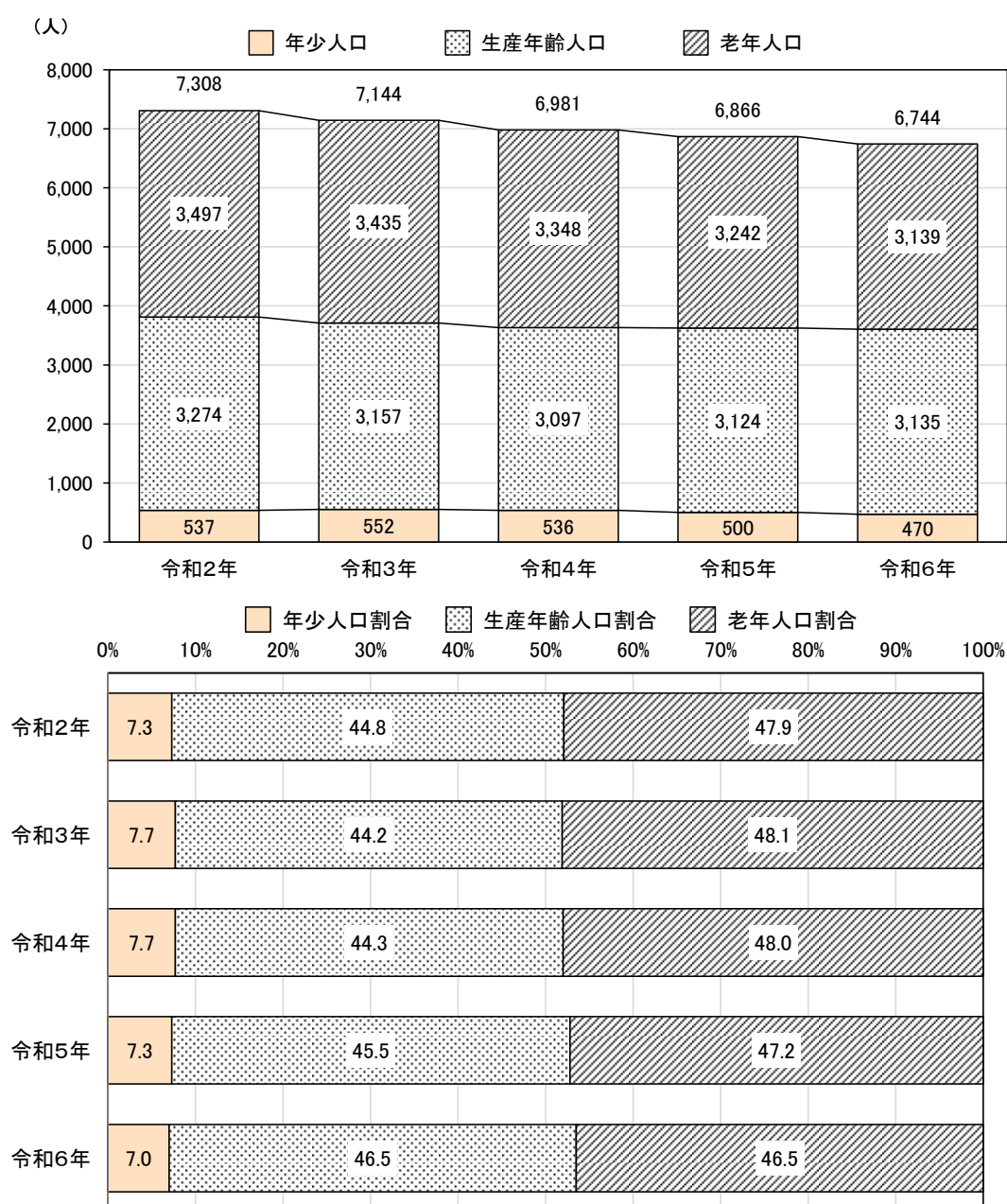
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の動向等

(1) 人口・人口構成

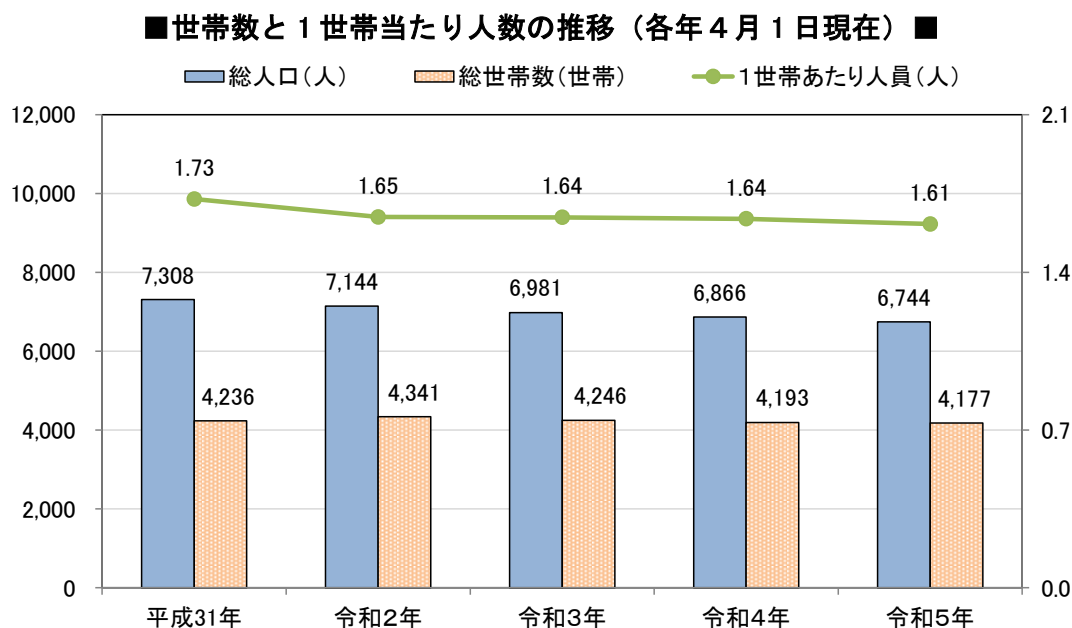
総人口は、令和2年の7,308人から令和6年は6,744人と、この5年で約7.7%の減少となっています。人口構成は、令和2年は生産年齢人口割合が44.8%、高齢者人口割合は47.9%と老年人口割合の方が高くなっていましたが、令和6年にはそれぞれ46.5%と同率になっています。

■人口の推移（各年4月1日）■



資料：住民基本台帳

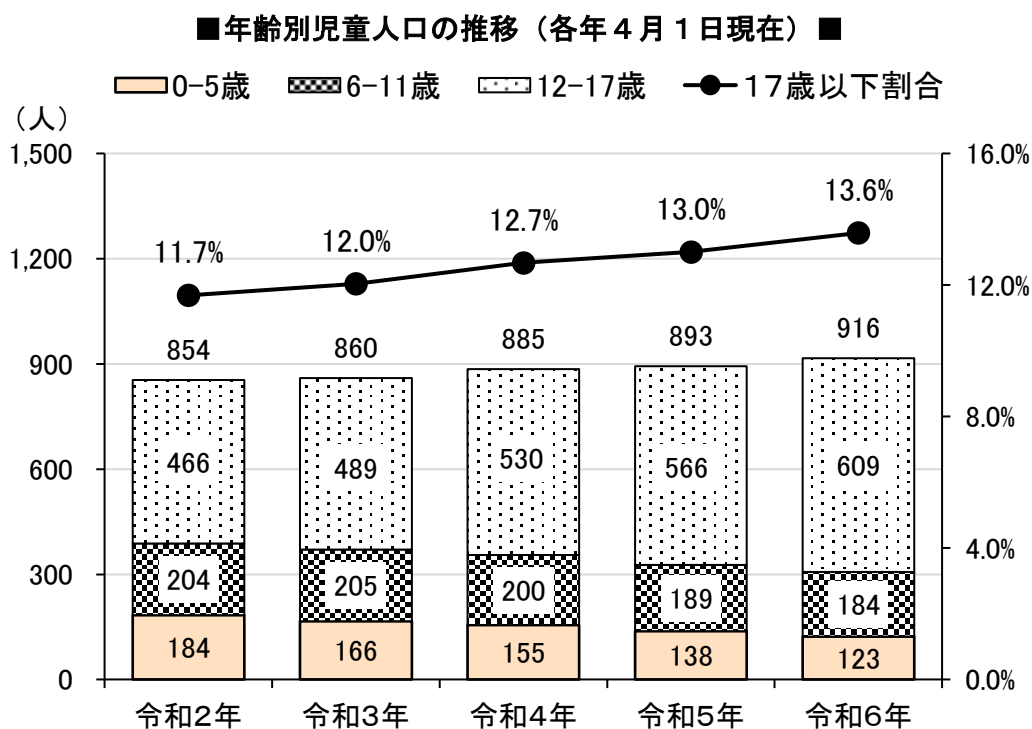
世帯数は、平成31年の4,236世帯から令和5年には4,177世帯に減少し、あわせて1世帯当たり人員も緩やかに減少しており、令和5年には1.61人となっています。



資料:住民基本台帳

(2) 児童人口

0～17歳の子ども人口は、令和2年の854人から令和6年の916人と増加しており、総人口に占める17歳以下の割合は13%前後で推移しています。



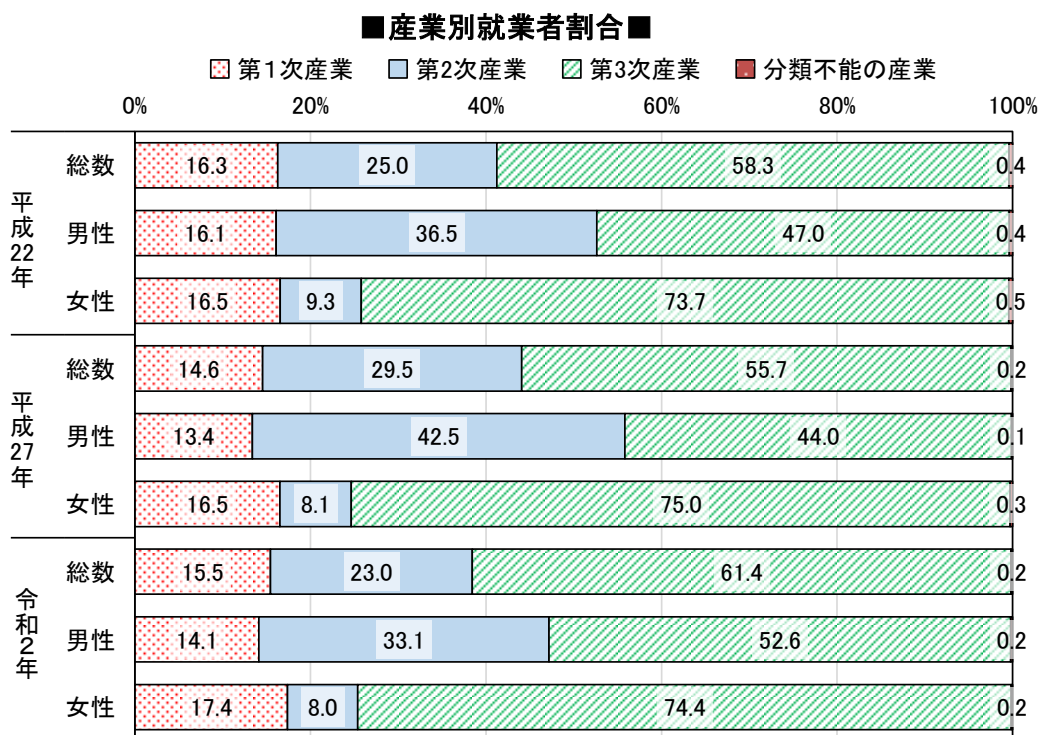
注) 広島観智学園・広島商船高等専門学校・大崎海星高等学校の寮生を含む

資料:住民基本台帳

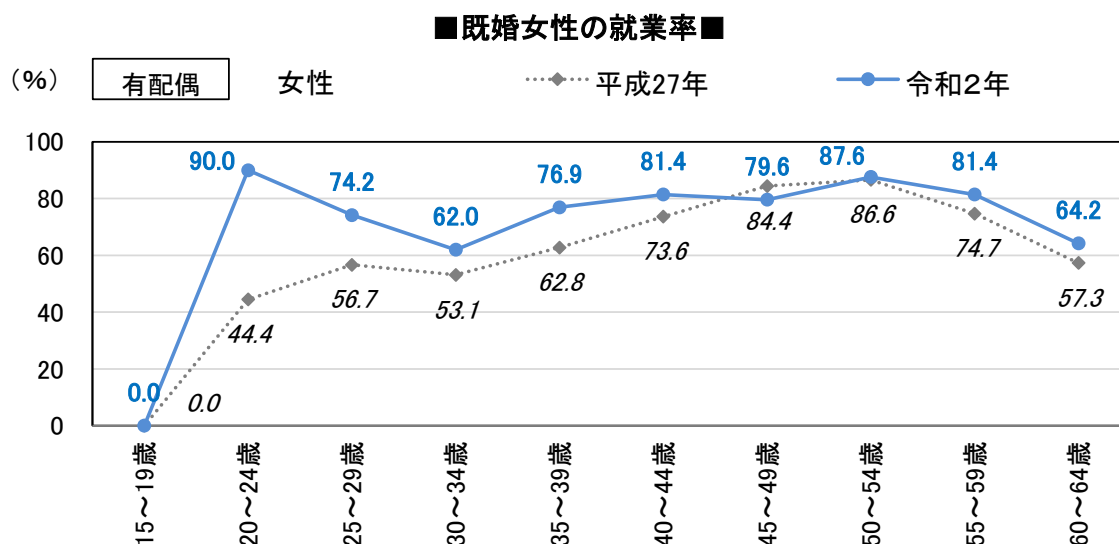
(3) 就業状況

産業別就業者割合では、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに割合が高くなっており、平成22年、平成27年、令和2年ともに女性は70%を超えています。

既婚女性の就業率は、平成27年から令和2年の間、45～49歳では84.4%が79.6%に減少しているものの、それ以外の年代では全て増加しています。



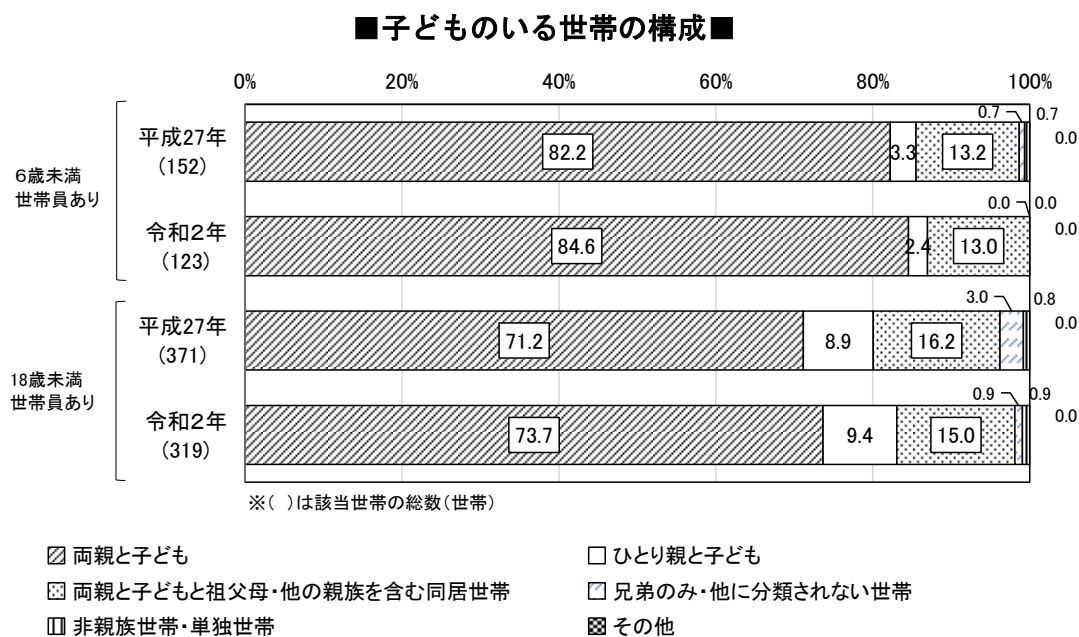
資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

2 子どものいる世帯の状況

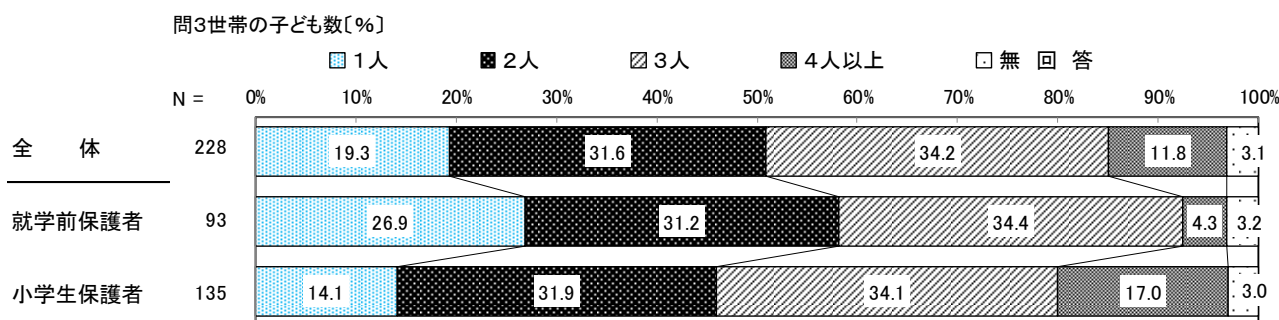
18歳未満の子どものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親と子どもの世帯」が71.2%から73.7%に増加しているのに対して、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は16.2%から15.0%に減少しています。6歳未満の子どものいる世帯では、「両親と子どもの世帯」が82.2%から84.6%に増加しています。



資料: 国勢調査

■世帯の子ども数（ニーズ調査）■

ニーズ調査では、世帯の子ども数は就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに3人が最も多く、それぞれ34.4%、34.1%となっています。



3 教育・保育施設の状況等

町内の教育・保育施設については、平成31年度から町立大崎上島幼稚園が開園し、町立幼稚園1園と認定こども園が1園あります。大崎上島幼稚園は定員40人で、令和6年5月1日の通園児数は23人となっています。認定こども園ひかりえんは、定員90人で、令和6年5月1日の通所児童数は77人となっています。

■幼稚園の利用状況■

(単位:人)

施設名		(上段:令和5年5月1日現在) (下段:令和6年5月1日現在)				定員	預かり保育
		3歳児	4歳児	5歳児	合計		
町立	大崎上島幼稚園	10	4	8	22	40	有
		9	10	4	23	40	

資料:教育課

■認定こども園の利用状況■

(単位:人)

施設名	児童数 (上段:令和5年5月1日現在) (下段:令和6年5月1日現在)			定員
	0～2歳児	3～5歳児	合計	
ひかりえん(私立)	3号 34	1号 10 2号 46	90	90
	3号 23	1号 12 2号 42	77	

資料:教育課



4 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外（延長）保育事業

認定こども園ひかりえんは、通常は7～18時が保育時間となっており、18時以降の希望があった場合など必要に応じて対応できる体制を確保しています。

(2) 放課後子ども教室

現在、本町では子どもたちが放課後を過ごす場として、放課後子ども教室を町内3か所、定員各30人（わくわくスクール大崎、わくわくスクール東野、わくわくスクール木江）で開設しています。本町の放課後子ども教室は、学校の空き教室等を活用し、小学校高学年も以前から利用されており、中学生まで利用できるようになっています。令和5年度の利用状況は、1～6年生で合計67人、令和6年度は81人となっています。

■放課後子ども教室の利用状況■

（単位：人）

	令和5年度			平成6年度（見込み）		
	大崎小学校	東野小学校	木江小学校	大崎小学校	東野小学校	木江小学校
1年	16	4	3	13	5	2
2年	13	3	0	15	4	3
3年	7	5	2	12	3	0
4年以上	1	7	6	6	13	5
合計	37	19	11	46	25	10
	67			81		

資料：教育課

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターきらきらランドを開設しており、就園前の子どもと保護者が気軽に遊ぶことができ、子育てに関する相談などにも対応しています。

■地域子育て支援拠点事業の概要（令和6年度）■

施設名	所在地	運営者	事業内容	開設
子育て支援センター きらきらランド	ひかりえん	町が委託	相談、遊びなど	休止中

資料：福祉課

(4) 一時預かり事業

一時的に保育が困難になった場合や週に数回の就労等で保育ができない子どもを、認定こども園で預かる一時保育を実施しています。また、幼稚園では教育時間を超えた14時から18時までの預かり保育等を実施しています。

■一時預かり事業実施状況■

(単位:人)

施設名	令和5年度累計	令和6年度(見込み)
こども園の一時保育	307	390
幼稚園の預かり保育	131	194
計	240	338

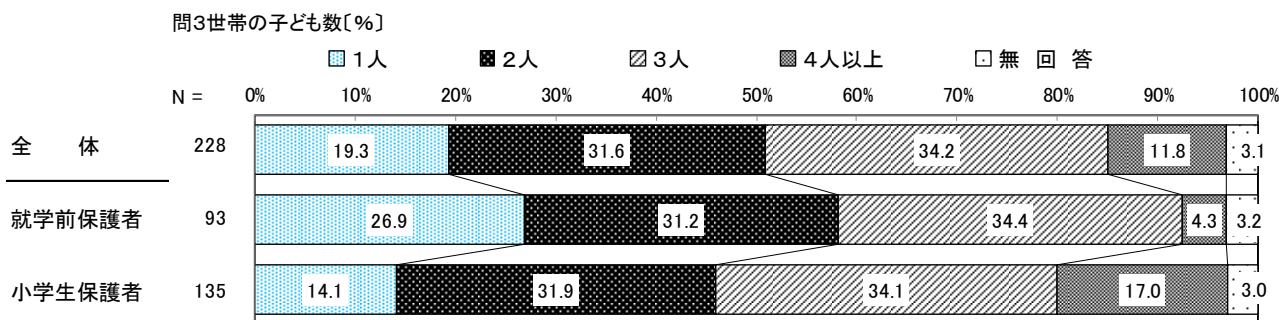
資料:福祉課・教育課



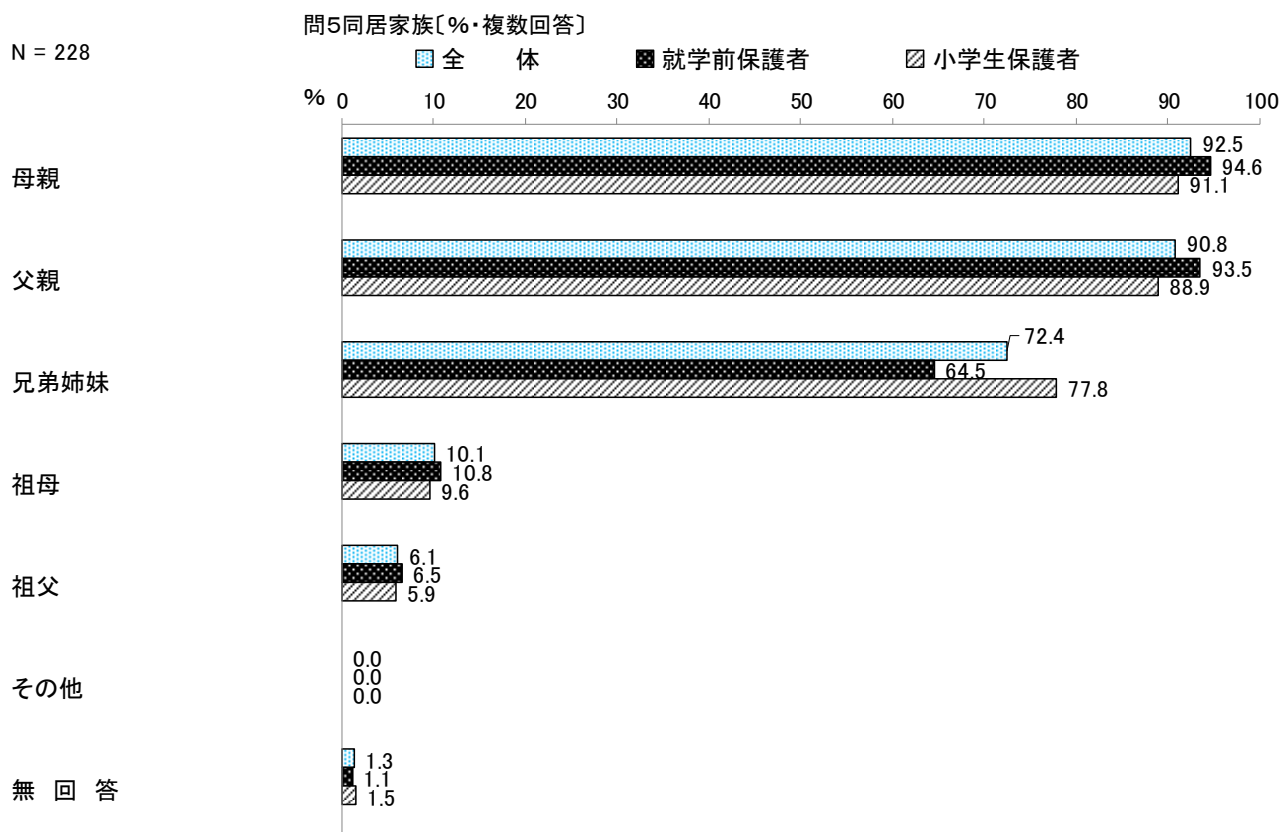
5 ニーズ調査からみられる状況等

(1) 世帯構成

世帯の子ども数は、「3人」が34.2%、「2人」が31.6%と多く、「1人」が19.3%、「4人以上」が11.8%で、平均2.4人となっています。

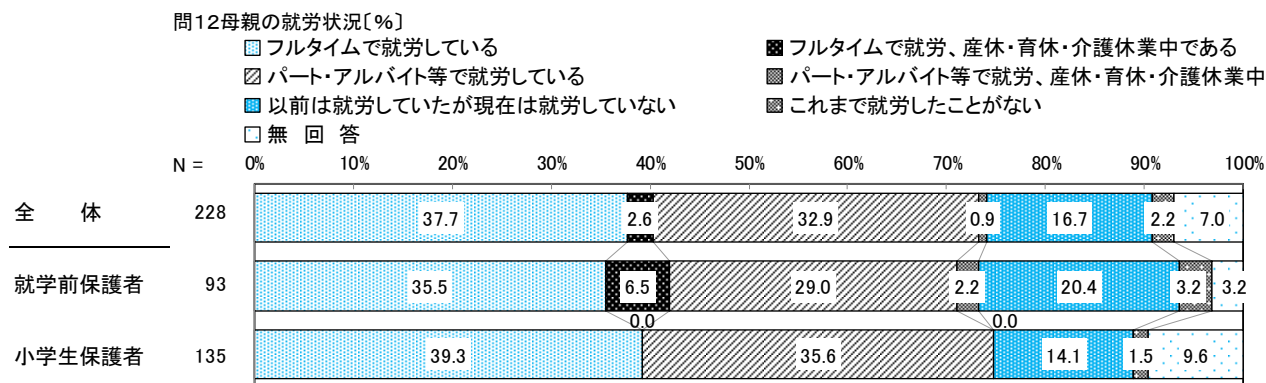


同居家族は、「母親」が92.5%、「父親」が90.8%と多く、「兄弟姉妹」が72.4%、「祖母」が10.1%、「祖父」が6.1%となっています。

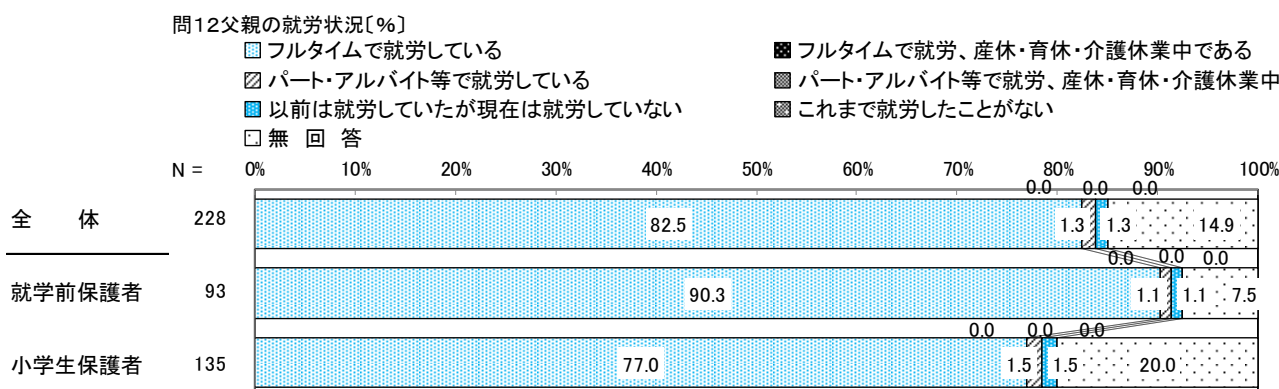


(2) 保護者の就業状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が37.7%、「パート・アルバイト等で就労している」が32.9%と多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.7%となっています。



父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が82.5%と大半を占め、「パート・アルバイト等で就労している」と、「以前は就労していたが、現在は就労していない」はともに1.3%となっています。

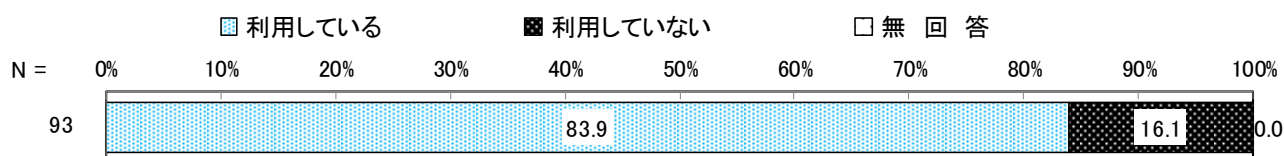


(3) 保育状況・放課後子ども教室の利用状況

① 定期的な教育・保育事業の利用(就学前児童のみ)

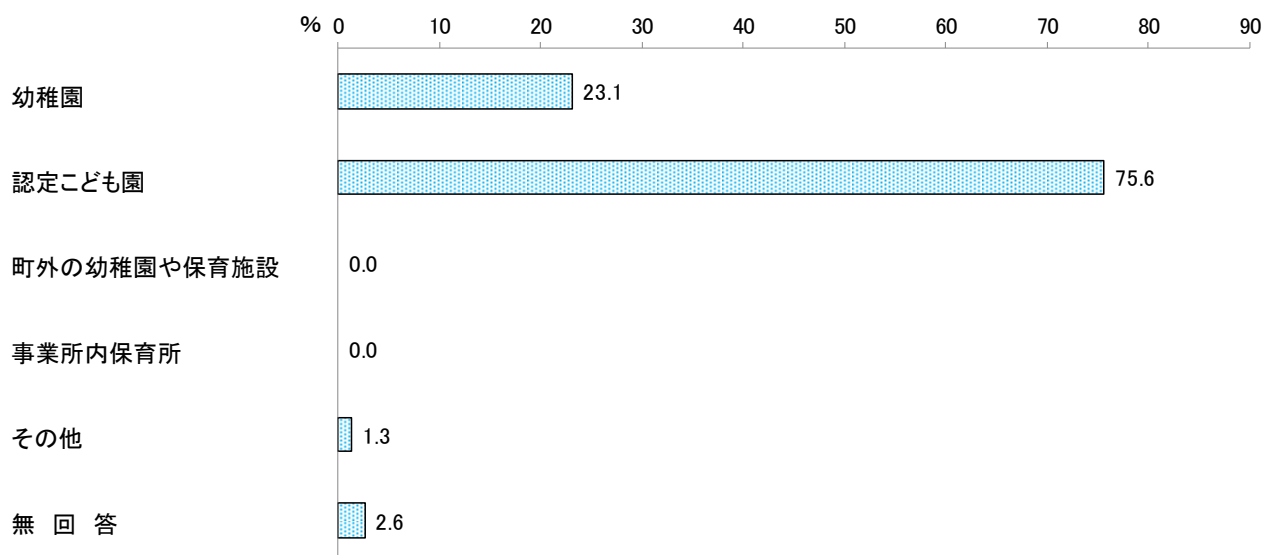
教育・保育の利用率は、「利用している」が83.9%と多く、「利用していない」が16.1%となっています。通園先は、「認定こども園」が75.6%と多く、「幼稚園」が23.1%となっています。

問13平日の幼稚園・認定こども園等の利用[%]



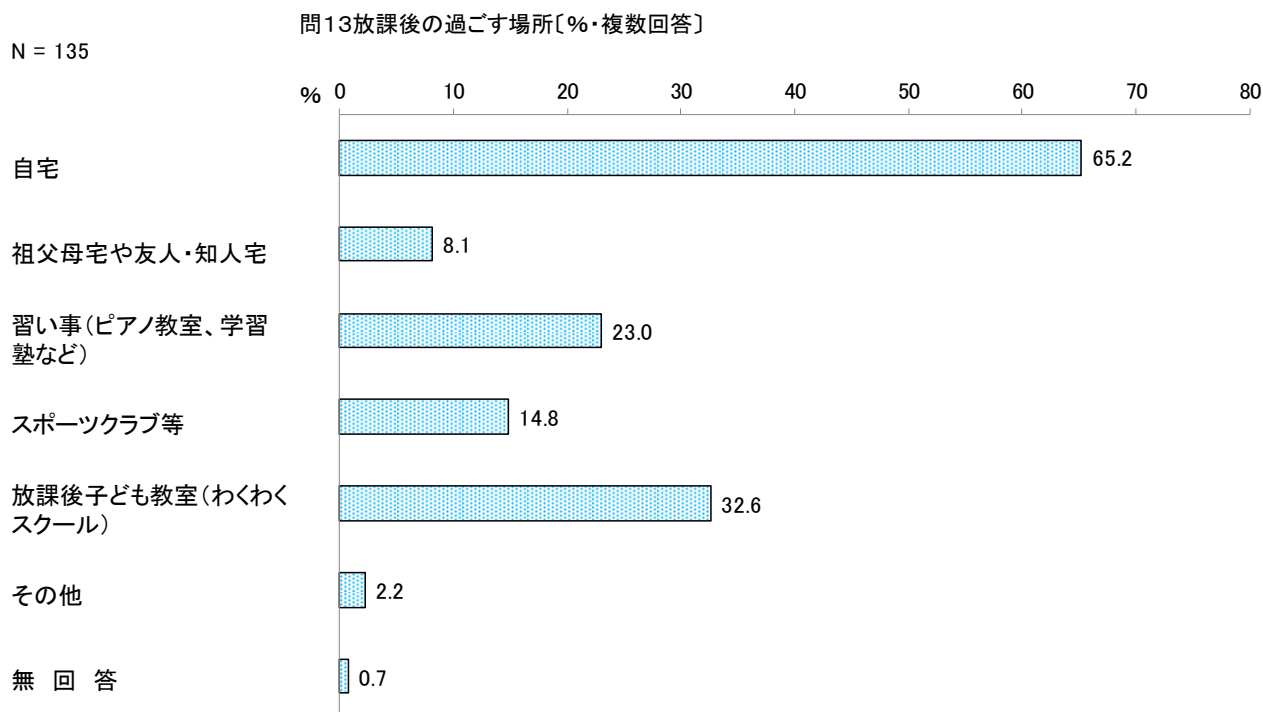
問13-1利用している教育・保育施設[%・複数回答]

N = 78



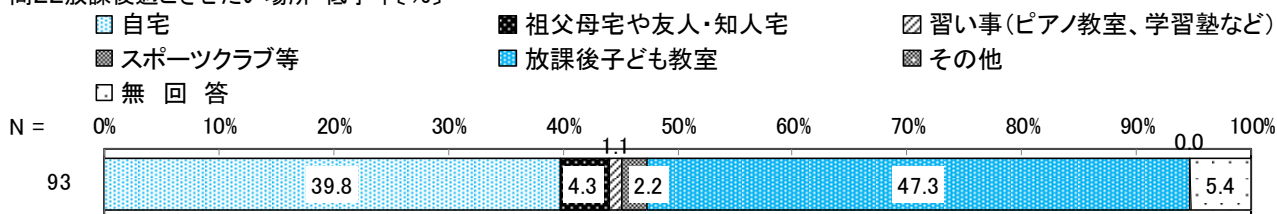
②放課後子ども教室の利用

放課後（平日の小学校の終了後）に過ごしている場所として、「自宅」が65.2%と最も多く、「放課後子ども教室（わくわくスクール）」が32.6%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が23.0%となっています。

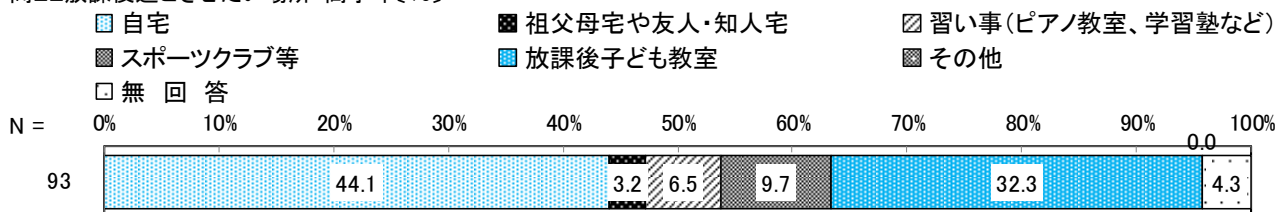


小学校就学後は、低学年で過ごさせたい場所として、「放課後子ども教室」が47.3%、「自宅」が39.8%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が4.3%となっています。高学年で過ごさせたい場所として、「自宅」が44.1%、「放課後子ども教室」が32.3%と多く、「スポーツクラブ等」が9.7%となっています。

問22放課後過ごさせたい場所・低学年〔%〕



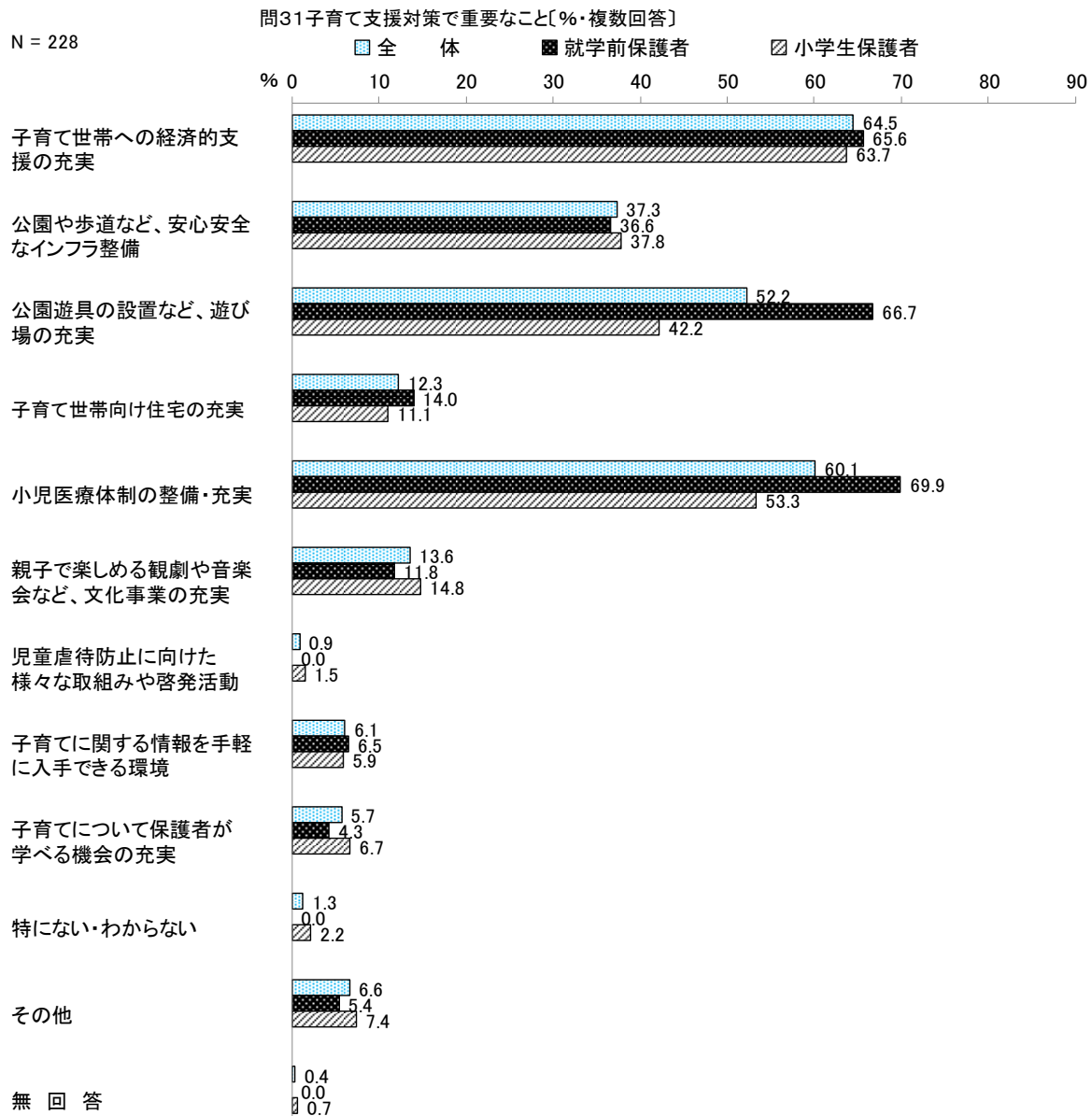
問22放課後過ごさせたい場所・高学年〔%〕



(4) 子育て支援対策で重要だと思うこと

全体では、「子育て世帯への経済的支援の充実」が64.5%、「小児医療体制の整備・充実」が60.1%と多く、「公園遊具の設置など、遊び場の充実」が52.2%となっています。

「公園遊具の設置など、遊び場の充実」と「小児医療体制の整備・充実」は、就学前児童保護者でそれぞれ66.7%、69.9%と多く、小学生保護者でそれぞれ42.2%、53.3%となっています。



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 課題と今後の見込み

(1) 取り組むべき課題の整理

少子化・核家族化の進行により、子どもと子育て家庭が身近にふれあえる場や機会が減少し、子育てに対する不安の増大、子どもの育ちへの影響が懸念されています。また、子育て家庭の状況や就労意向が多様化しており、これに対応できる教育・保育サービスの充実が求められています。

子どもの成長と子育てを地域が見守り、関わることは、地域にとっても重要であることを啓発し、子どもと子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいくことが重要な課題です。

①少子高齢化・核家族化の影響の対応

大崎上島町は少子化・高齢化が高い水準で進んでおり、少子化・高齢化の課題はまちづくりの中でも重要な課題となっています。子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた取組とあわせ、教育・雇用・定住促進・地域づくりなど全般にわたる視点から少子化対策に取り組んでいくことが求められます。

②島のよさ、子育てしやすさを感じられる子育て支援の推進

のびのびと子育てできる環境、安全性など町に対する愛着や住みよさを感じられる一方で、子どもが少ないことへの不安、移動や買物などの生活面での不便さが指摘されています。子どもの育ちを第一に考え、子育て環境の充実に向けて、各種施策の展開が課題となっています。

また、町内の医療機関に診療科がないことから、町外の医療機関に通院せざるを得ない場合の交通費を助成し、経済的負担を軽減することで、診療をためらうことがないよう支援します。

③親の子育て力、地域の子育て力の育成

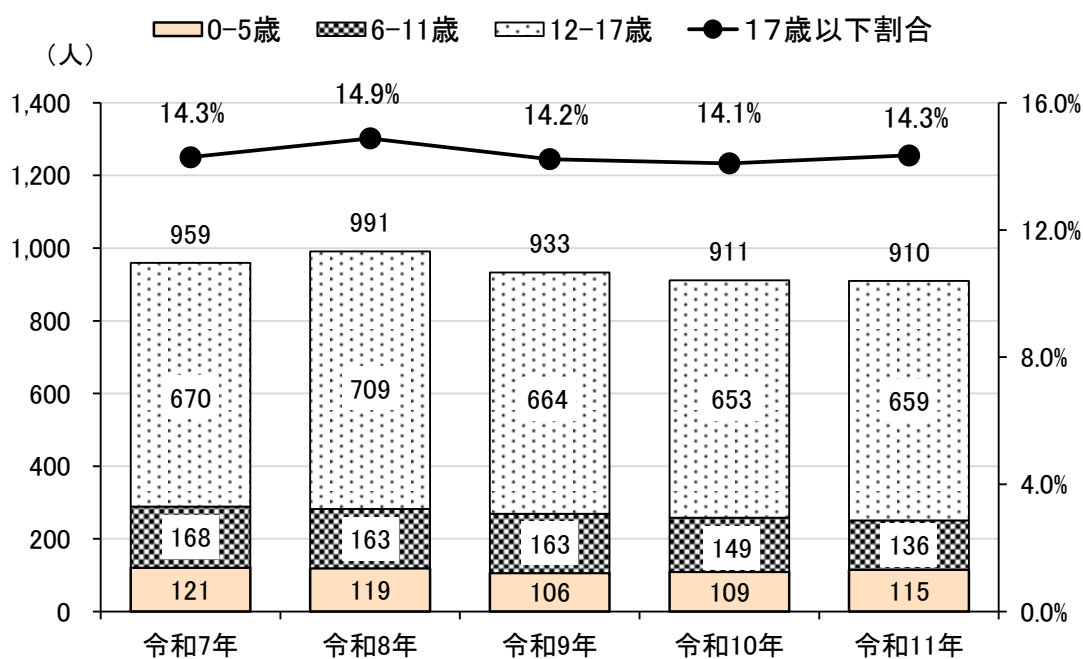
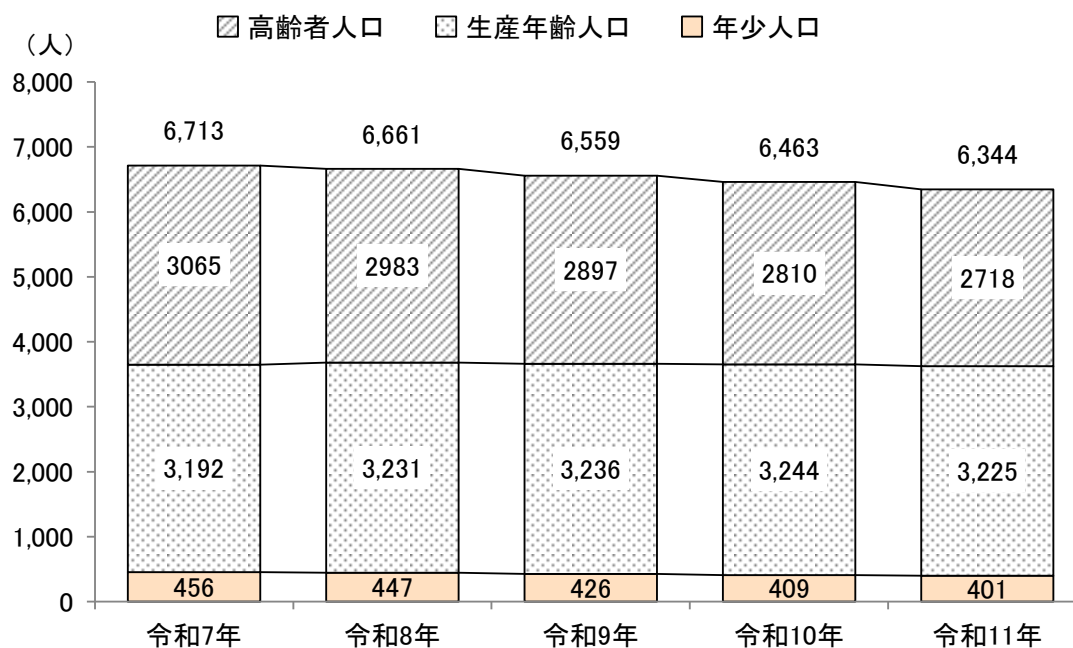
少子化や核家族化を背景に、親の子育て力が養われないうちに子育ての不安に直面したり、子育ての孤立化、仕事と家庭生活の両立の困難さ等を感じていることが見受けられます。地域が子どもと子育て家庭に関わりやすい仕組みと機会を拡充し、地域内や関係機関とのネットワークを広げていくことが、地域の子育て力の向上につながると考えられます。地域子ども・子育て支援事業を行う事業者の支援を行い、地域の子育て環境の整備を進めます。

(2) 計画期間の推計人口

令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳人口を用い、計画期間の人口をコーホート変化率法で計画期間の人口を推計しました。目標年度の令和11年度は総人口が6,344人、17歳までの子どもは910人と推計されます。

なお、本計画における推計人口は基準日を4月1日としており、令和6年4月以降の転入による人口増加については、加味していません。

■計画期間の推計人口■



2 基本理念・基本視点・基本目標

共働き世帯が多くなったことから、親子の時間も少なくなる傾向がみられ、子どもの成長と子育て環境は大きく変化しています。

子育てについては、家庭や地域、認定こども園、幼稚園、学校、行政及び企業等が一体的な施策の推進をしていく必要があります。

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭の不安や負担を軽減し、安心して子どもを生み育てやすい、子どもがのびのび育つ環境を目指し、本計画の基本目標を次のように定め、各種施策を推進していきます。

■基本理念■



地域ぐるみ子育てで のびのび育つ



■基本視点■

基本視点1 子どもの視点

子育て支援施策は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

基本視点2 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるという認識のもと、子どもの健全育成のための取組を進めます。

基本視点3 地域で支援する視点

保護者に子育ての第一義的責任があるという認識のもと、地域、団体、事業所、行政等が連携と協力をしあい、子どもと子育てを支える体制づくりを進めます。

基本視点4 サービス利用・提供の視点

子育て支援サービスの量的・質的充実を図るため、保育人材の資質向上を図るとともに、子育て家庭のニーズに柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

3 施策の体系



【基本理念】 地域ぐるみ子育てで のびのび育つ

■基本目標■

1 ニコニコ 育つ子

- (1) 親子の健康支援（母子保健計画）
- (2) 教育・保育サービス及び子育て支援の推進
- (3) 子育ての経済的負担の軽減
- (4) 支援が必要な親子へのきめ細かな対応

2 キラキラ 伸びる子

- (1) 子どもの健全育成の推進
- (2) 生きる力を育む教育の推進
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 放課後の子どもの居場所づくり

3 ホカホカ 親子の育ち を応援する 地域

- (1) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (2) 地域ぐるみの子育て・親育てを実現するための仕組みづくり
- (3) 子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり

子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）

- 教育・保育提供区域の設定
- 教育・保育サービス・地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策等

第4章 基本施策

1 ニコニコ 育つ子

(1) 親子の健康支援（母子保健計画）

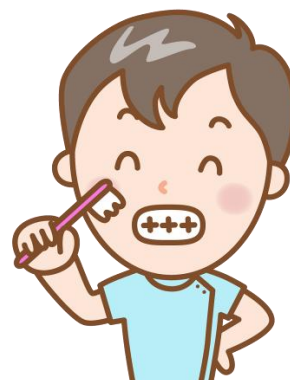
■施策の方向

妊娠期から継続して親子が心身ともに健康に過ごせるよう、健診や保健指導、育児支援などを行います。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
妊娠届出と妊産婦健診	妊娠届出時に状況把握と保健・子育て支援サービスの説明を行っている。 妊娠届出をきっかけに、必要な情報提供や相談支援ができるように、母子健康包括支援センターを中心に面談や問診、各種相談を行う。 令和2年度から産婦健診を開始した。 継続して実施する。 母子健康包括支援センターの機能を充実させ、こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実を図る。	保健衛生課
妊婦対策	妊娠時期を安心して過ごせるように、個別の健康相談、助産師による相談対応を取り入れ、伴走型の相談支援を推進している。 継続して実施する。 産婦アンケートでは母親同士の交流の機会を求めることが伺えることから、既存の事業等での、母親同士の交流機会を作れるように、事業展開の工夫を検討しながら推進する。	保健衛生課
訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業を含む）	産婦と乳児への訪問（こんにちは赤ちゃん事業）での全数訪問や、里帰り出産、健診の事後指導等で訪問している。 継続して実施する。	保健衛生課
育児支援・乳幼児相談	定期的実施する相談会のほか、随時、電話での相談にも応じている。 継続して実施する。	保健衛生課
乳幼児健康診査	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施。フォローが必要な子どもに、医療機関精密健康診査、精神発達精密健診を実施。 継続して実施する。	保健衛生課

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
むし歯予防事業	希望者に対し、定期的にフッ素塗布を実施している。むし歯予防教室では、保護者にも呼びかけ、半数程度の保護者の参加がある。歯科衛生士の丁寧な指導を受け、子どもたちだけでなく、保護者も熱心にブラッシング等に取り組んでいる。 フッ素塗布希望者の継続的な利用も見られ、効果的な実施となっており、むし歯予防教室とあわせて継続して実施する。 継続して実施する。	保健衛生課
予防接種	予防接種の予定表などで周知を図りながら、予防接種を行っている。 継続して実施する。	保健衛生課
事故防止の啓発	乳幼児健診や健康教育の機会に事故防止についての啓発を行っている。 継続して啓発を行う。	保健衛生課
食育活動 (子ども料理教室)	食生活改善推進員の協力のもと、子どもの料理教室を開催している。成長期である児童に調理実習等の体験学習により食への関心を深めるきっかけになっている。 食育講座は子育て世代に食事バランス、減塩等、食育の普及を図るため、育児相談の場に出向いて実施している。 継続して実施する。	保健衛生課
医療体制の充実	町内に小児科がないことから、夜間等の救急医療について保護者の不安が大きく、夜間当番医や＃8000に周知を図っている。 継続して周知を図る。	保健衛生課



(2) 教育・保育サービス及び子育て支援の推進

■施策の方向

子ども・子育て新制度開始後、町立幼稚園が1園と私立認定こども園が1園での教育・保育提供体制となっており、今後の子ども数の動向などを踏まえながら、中長期的な観点で就学前児童の教育・保育のあり方・確保体制について検討する必要があります。

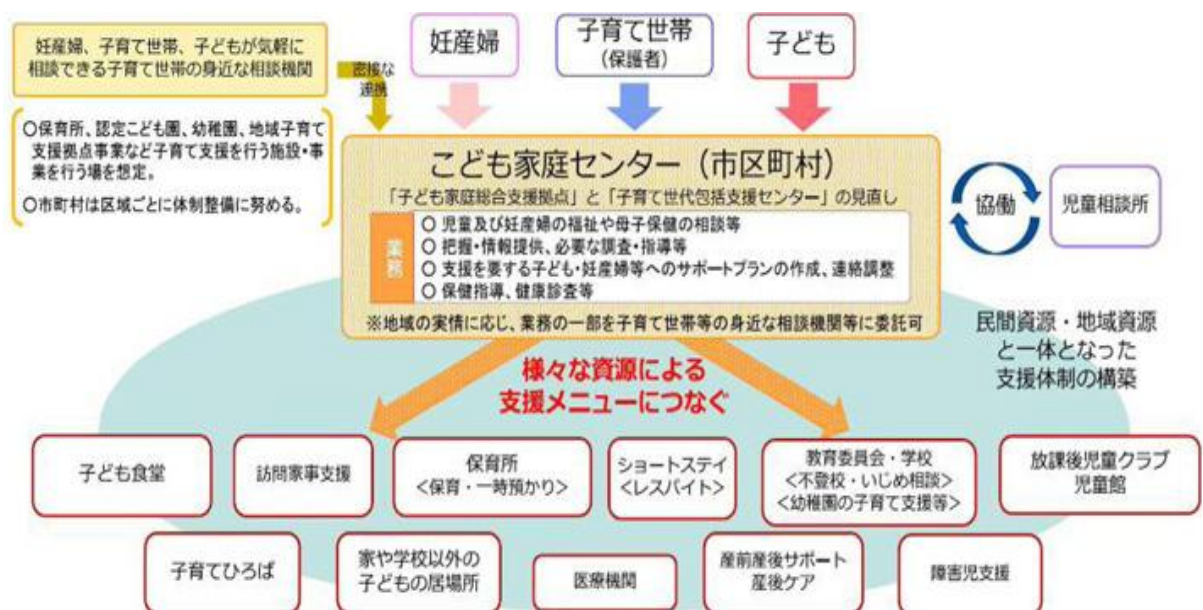
就園前の子どもと親の集まる場として、地域子育て支援拠点事業を継続して実施し、親の子育て不安の軽減と親子の仲間づくりを進めます。また、町からの各種子育てや保健の情報の提供方法や、きめ細やかな相談に応じられる体制の充実を図ります。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
教育・保育サービスの推進	町立幼稚園、私立認定こども園等で受け入れている。 就学前教育・保育サービスの提供体制を確保し、適切な利用を推進する。 さらなる教育・保育サービスの質の向上に向け保育士の確保など課題もある。 継続して実施する。	教育課
低年齢児保育	認定こども園で生後2か月から受入れられる体制となっており、育児休業明けの利用希望など低年齢児保育のニーズは高まる傾向がみられる。 継続して実施する。	教育課
一時預かり事業等	認定こども園での一時保育事業、幼稚園での預かり事業を継続している。 町内すべての幼稚園、認定こども園で実施している。 課題としては・人員確保・一時預かりの時間延長があげられる。 継続して実施する。	福祉課
障害児保育	支援が必要な子どもが教育・保育施設、学校での生活及び学習を支援するための体制を確保している。 継続して実施する。	教育課 福祉課
地域子育て支援拠点事業「きらきらランド」	就園前の子どもと親が集まる場、相談の場、遊びと仲間づくり、読み聞かせなどを実施。ひかりえんに委託して実施している。 保育士の確保が課題となっている。	福祉課
相談・情報提供	地域子育て支援拠点事業での相談、保健師による乳幼児相談も実施している。関係課、子育て支援センターとの連携を図っている。 継続して実施する。	教育課 福祉課

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
大崎上島町こども家庭センター	「大崎上島町母子健康包括支援センター」を平成31年度に設置し、妊娠届出時の面談から、出産・子育て期にわたり切れ目なく、相談支援ができるように対応している。 母子健康包括支援センター機能を充実させ、令和8年度にこども家庭センターの設置を目指し、妊娠期からの伴走型支援と包括的な相談支援体制の充実を図る。	福祉課 保健衛生課
住民参加型在宅福祉サービス 「かみじまネット」	サービスを利用する住民、提供する住民が登録して互いに助け合う地域活動としてかみじまネットがある。住民やかみじまネット協力員からの意見をまとめる「かみじまネット研修会」を開催している。 利用料金30分300円(令和5年度より) 利用内容は、通院付き添いが大半、その他掃除・ゴミ出し・草取りなど 継続して実施し、かみじまネット事業の住民周知を行うとともに、子育て家庭の利用・参加を促進する。	福祉課 社会福祉協議会
大崎上島町シルバー人材センター	シルバー人材センターで、保護者在宅時に生後6か月から小学校6年生までの子育て支援サービスを実施している。 利用料金1時間1,200円(子ども1人あたり) 延長料金1時間単位 原則、午前8時から午後6時まで サービスの周知を進め、利用を促進する。	大崎上島町 シルバー 人材センター

■参考／こども家庭センターについて■



資料:厚生労働省資料より抜粋

■「かみじまネット」について■

住民参加型在宅福祉サービス「かみじまネット」って、知っていますか？

暮らしの中でちょっとした困りごとのある人（利用者）と、ちょっとしたことならお手伝いできる人（協力者）が支えあい、助けあう活動です。

たとえば・・・



通院の付き添い



買い物に同行

まずは近くの社会福祉協議会にお問合せください。

社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会

木江本所 TEL：0846-62-1718

大崎支所 TEL：0846-64-4178

東野支所 TEL：0846-65-2210



(3) 子育ての経済的負担の軽減

■施策の方向

大崎上島町では国の制度による経済的支援策のほかに、少子化対策の一つとして、就学前児童を対象に子育て支援手当支給事業を実施しています。子育て家庭の負担を軽減する一つの手法として、経済的支援策の適切な利用を促進します。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
大崎上島町子育て支援手当支給事業	大崎上島町子育て支援手当支給条例に基づく手当で、就学前乳幼児1人に月額6,000円を支給している。(所得制限なし) 継続して実施し、事業の周知を図る。	福祉課
児童手当支給事業	国の制度により実施している。令和6年10月より制度改正により、所得制限の撤廃、支給期間の延長、支給日の変更等となっている。 国の制度に基づき継続して実施する。	福祉課
児童扶養手当支給事業	国の制度により実施している。 継続して実施する。	福祉課
こども医療費助成事業	県の制度から拡大し、0歳から高等学校卒業まで(0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児等が受けた医療費の自己負担分から一部負担金額を除いた額を助成している。 継続して実施する。	福祉課
出産費用助成事業	国の制度により出産費用の助成をしている。令和5年度から支給額が1人50万円となった。 国の制度に基づき継続して実施する。	保健衛生課
妊婦・乳児健康診査交通費助成事業	妊婦・乳児健診の交通費を一部助成している。 継続して実施する。	保健衛生課
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始された。(対象者:3～5歳、小学校就学前の3年間) 継続して実施する。	教育課

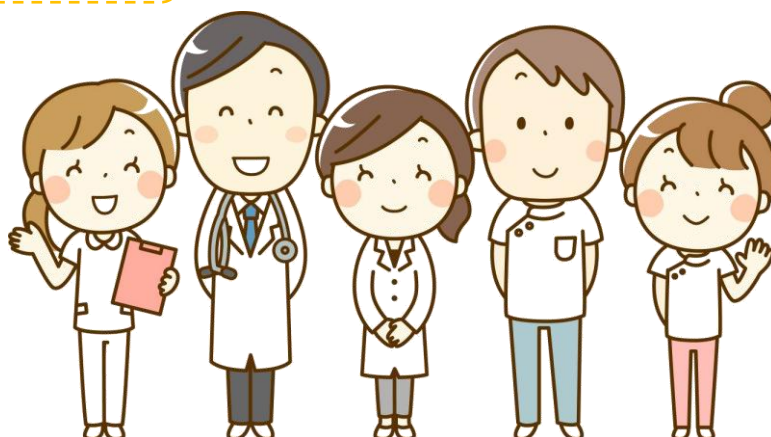
施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
給食費の無償化	国の幼児教育・保育の無償化制度に加えて、無償化の対象者については、実費負担となる給食費は町が補助している。 継続して実施する。	教育課
就学援助費支給事業	一定の要件に該当する場合に、小・中学校に児童生徒を通学させている保護者に就学奨励費を支給している。 継続して実施する。	教育課
身体・知的・精神障害者通院助成事業	重度心身障害者医療費助成制度の他に、町の事業として身体障害者及び知的障害者、精神障害者（障害児を含む）が、島外に通院する場合に通院助成金を支給している。（1回につき1,000円支給、月5回まで） 継続して実施する。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子又は父子家庭の母又は父及び児童等が受けた医療費の自己負担分から一部負担金額を除いた額を助成している。（所得税非課税世帯） 継続して実施する。	福祉課
こども通院助成金	町内に住所を有するこどもを持つ親が、こどもの診療のため、町外の医療機関に通院する場合の交通費を助成する。（町内に常設されていない診療科に限る。1回の通院につき5,000円まで） 令和7年4月より開始する。	福祉課

「こども通院助成」が始まりました！

大崎上島町内に住んでいるこどもを持つ親が、こどもの診療のため、町外の医療機関に通院する場合の交通費を助成する制度です。

金額は、1回の通院につき5,000円までです（町内に常設されていない診療科のみ）。

詳しいことは、役場 福祉課へ
お問い合わせください！



(4) 支援が必要な親子へのきめ細やかな対応

■施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子どもと子育て家庭が大きな影響を受けている状況が伺えます。

ひとり親家庭の割合は微増しており、子どもの養育に関する問題や家庭問題等を抱える家庭が多くみられ、相談や生活支援、就労支援など個々に対応する必要性が高まっています。ひとり親家庭の生活を支援するため、相談活動と生活支援により、自立に向けての適切な支援に努めます。

児童虐待防止と適切な対応等に向けて、「大崎上島町要保護児童対策地域協議会」を中心にして、予防体制と対応力の充実、関係課・関係機関とのネットワークの強化を図ります。

障害のある子どもたちの、それぞれの成長と自立を支援するとともに、放課後等デイサービスをはじめ、児童発達支援事業や日中の生活の場・社会参加の場・雇用の場を町内で提供できる体制の充実を図り、利用を促進します。

子どもと子育て家庭の抱える課題は多様化・複雑化しており、継続して支援が必要な場合も増えていることから、福祉課・教育委員会・保健衛生課等関係課相互の連携を強化し、関係機関とのネットワークを活かした対応に努めます。地域での子ども・子育て家庭の社会的孤立、心の安定やストレスが様々な課題と関連づけられます。また、子どもの貧困問題への関心が高まっており、子どもの貧困問題について正しい認識をもち、様々な課題と関連性があることを関係機関で共有することが必要です。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
児童虐待防止 ネットワークの強化	「要保護児童対策地域協議会」で、講演会、代表者会議、実務者検討会議、ケース会議を必要と認められる場合に開催し、担当課内、民生委員児童委員と随時連携を図っている。 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。 子育てや虐待等の相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供など、必要に応じた支援を実施する。 令和8年度にこども家庭センター設置を目指す。 こども家庭センターを中心にした相談支援体制の充実を図る。	福祉課 保健衛生課 教育課 関係機関
母子・父子家庭の自立 支援	相談活動を実施し、必要に応じて県の西部こども家庭センター等関係機関と調整を図っている。 継続して実施する。 母子・父子自立支援員の配置を検討する。	福祉課

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
ひとり親家庭の生活支援	生活支援に家事援助のヘルパーを派遣している。 ひとり親家庭等医療費助成事業として、母子・父子家庭の母又は父及び児童等が受けた医療費の自己負担分から一部負担金額を除いた額を助成している。 町の就学資金貸付制度、町社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度について説明し、適切な利用を促している。 継続して実施する。	福祉課
障害児福祉サービスの利用	障害児福祉サービス、児童発達支援事業を実施しており、障害児相談支援事業を開始し、児童相談支援を利用できる体制となっている。 障害者自立支援医療費の給付等を行っている。 継続して実施する。	福祉課 保健衛生課
障害のある子どもの放課後の居場所・日中活動の場の確保	障害のある子どもの放課後の居場所の確保については、必要に応じてわくわくスクールで受入れられる体制となっている。 放課後等デイサービスを令和6年度から町内事業所で利用できるようになった。その他に日中一時支援事業の利用が一部みられる。 町内の障害者関係団体の運動会等の活動が行われている。 継続して実施する。	福祉課
子どもと子育て家庭の地域での孤立を防ぐ取組の推進	地域福祉計画や自殺対策計画等に基づき、地域の見守りや支援ネットワークづくり、生きる支援の取組を推進している。 こどもの貧困解消対策推進法に改正されたことなどから、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討・推進する。 継続して実施する。	福祉課 保健衛生課

2 キラキラ 伸びる子

(1) 子どもの健全育成の推進

■施策の方向

子どもたちが共に過ごす機会、多世代が共に過ごす機会を地域が関わりながら拡充し、子どもの育ちを支援する温かい地域づくりを進めます。地域間交流や子どもたち自身の活動、学校での取組などで、子どもたちの自主的で意欲的な活動が広がるように支援します。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
認定こども園・幼稚園 児の世代間交流事業	地域の高齢者との行事、社会福祉施設（サロン等）への訪問と地域行事への参加。 継続して実施する。	福祉課 教育課
社会体育（公民館） 事業	グラウンド、屋内運動施設、テニスコートは広く地域で利用されている。 社会体育、生涯学習施設ともに地域で活用されている。施設の老朽化が課題となっている。 町民に活用されるように引き続き実施する。	教育課
人権に関する教育・ 啓発	人権講演会を年に1回大崎上島文化センターで開催しており、その他人権擁護委員による啓発活動、学校での人権教育・道徳教育が取り組まれている。 継続して実施する。	住民課 教育課
児童健全育成事業	青少年育成町民会議が中心となって、長期休暇中の啓発活動、非行防止のチラシの配布など健全育成活動を行っている。 継続して実施する。	福祉課 （青少年育成 町民会議）



(2) 生きる力を育む教育の推進

■施策の方向

就学前児童の教育・保育は、町立幼稚園1か所、私立認定こども園1か所の体制となっています。子どもの成長過程において、教育・保育施設が地域に身近な存在であることが重要であり、地域との交流などが行われています。子ども数が減少しており、就学前の集団教育の重要性、保育・教育ニーズの動向などを踏まえ、長期的な視点で今後のあり方の検討が必要です。

大崎上島町教育推進プランに基づき、各学校で指導主事を配置して、教育内容の充実に努めており、特別支援教育の推進、学校施設の開放や評議員制度などを取り入れ、信頼される学校運営を進めます。また、悩みや課題を抱えている子どもへの関わりや支援について、スクールカウンセラーと学校、関係機関との連携など課題解決に向けた連携体制の確保を図ります。

町内幼・小・中学校が連携して「大崎上島学」を実施しており、町のことを知り、その取組のなかから地域との交流や人としての成長などがみられます。次代を担う子どもたちが生きる力を育み、個性と可能性を発揮できるように、学ぶ場・集団生活の場として学校の教育環境の整備を図るとともに、地域に開かれ、保護者に信頼される学校となるように取り組みます。

また、町内に立地する県立大崎海星高校と国立広島商船高等専門学校、県立広島叡智学園との地域連携について、人づくりなど多面的な検討が求められます。

■主な取組・事業

施策・事業	上段：実施状況／下段：今後の取組	担当課
教育・保育サービスの推進	令和6年度当初時点で、町立幼稚園1園、私立認定こども園1園となっている。 居住区域にかかわらず希望する園への利用が可能である。入園募集を行い、入園手続きを行う。 教育・保育サービスの質の向上に向け、保育士等の確保や研修機会の確保などに努める。 継続して実施する。	教育課
就学前児童の保育・教育のあり方についての検討	現状における課題と就学前児童数の動向を踏まえて、就学前児童の保育・教育のあり方を検討することが課題となっている。 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続をするために「スタートカリキュラム」を作成している。 令和6年度から幼保小連携担当者会議を実施している。 幼保小連携担当者会議を開催し、学校間の課題の共有化等を図り、検討しながらスタートカリキュラムを推進する。	教育課 福祉課

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
「大崎上島学」の推進	「大崎上島学」として、福祉活動や地域行事への参加等の様々な体験活動を幼稚園・小学校・中学校・高校のカリキュラムに組んで推進している。 「地域まるごと教材」を合言葉に故郷を題材に系統的に学ぶカリキュラムを作成し、各学年25時間程度で継続して実施している。 継続して実施する。	教育課
特色のある教育の推進	ALT(外国人指導助手)を配置し、幼稚園から中学校まで系統的なカリキュラムにより、園児・児童・生徒の英語力向上に努める。 引き続き、幼稚園・学校施設での外国語教育活動を推進する。 継続して実施する。	教育課
SC(スクールカウンセラー)の配置	外部の専門家の協力を得て学校における教育相談体制の充実を図っている。 継続して実施する。	教育課
不登校や心のケアを要する児童への支援	不登校やいじめの問題を抱える児童生徒、心のケアを要する児童生徒、課題を抱える保護者などの相談支援に努めている。 大崎上島中学校に SSR(スペシャルサポートルーム)を設置し、日々不登校児童・生徒の支援を専任の教員が行っている。 スクールカウンセラーと教育機関、福祉関係者との連携の場を確保する。 スクールソーシャルワーカー(1名)の配置・SOSの出し方教育の推進を検討する。	教育課



■「大崎上島学」の取組■

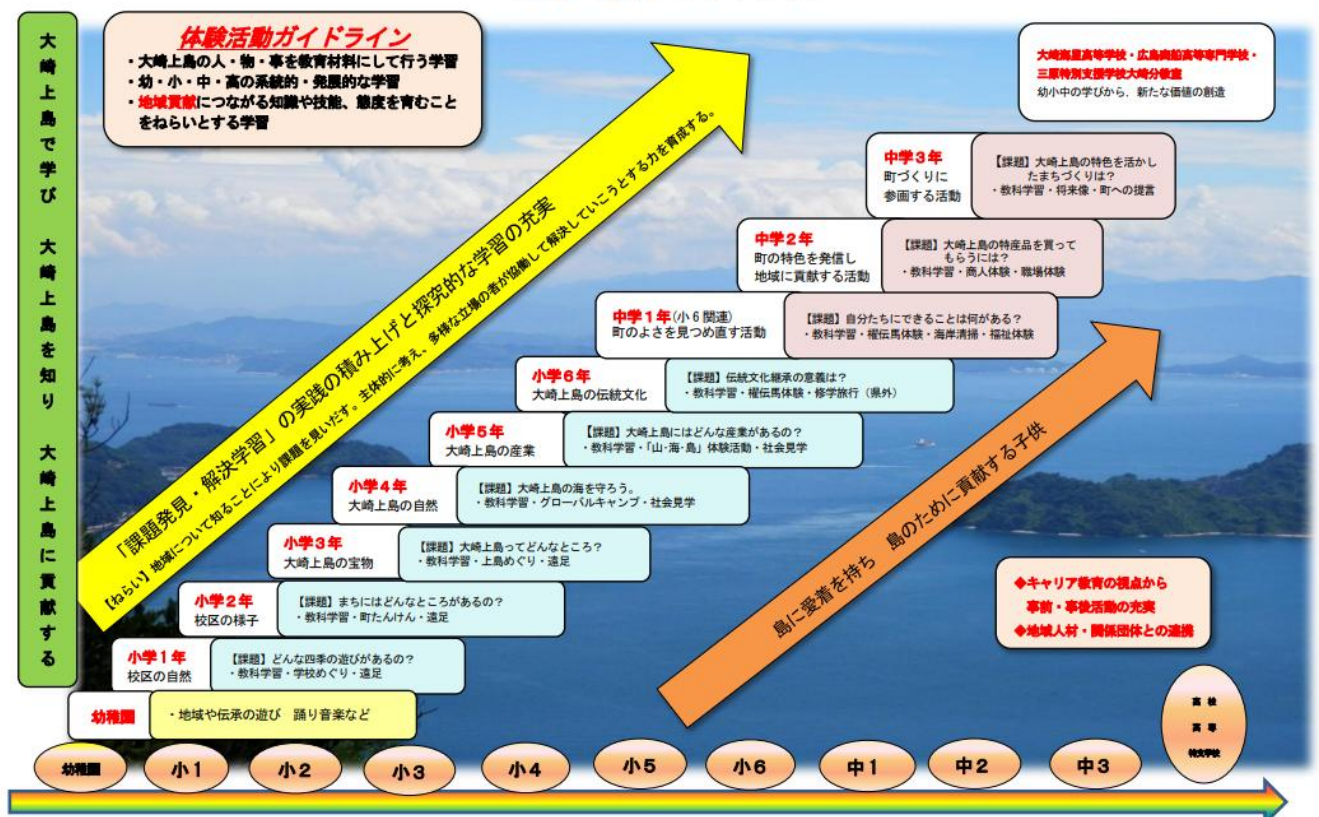
令和6年度 「大崎上島学」の取組



大崎上島の将来を担う たくましく生きぬく子供の育成
～ふるさと大崎上島を愛する子供を育てる～

大崎上島町教育委員会

大崎上島町幼小中連携プロジェクトの系統性 ～「大崎上島学」ガイドライン～



資料:大崎上島町教育委員会

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
特別支援教育の推進	必要に応じて特別支援学級を設置し、教員の加配により対応している。専門家による巡回相談を実施し、気になる児童への助言や保護者との面談を実施している。 町内には三原特別支援学校分教室がある。 必要に応じて教育補助員を配置している。大崎上島町幼小中連携プロジェクト健康教育部会で特別支援コーディネーターが各校の取組について連携している。 継続して実施する。	教育課
大崎上島町幼小中連携プロジェクト	幼・小・中のそれぞれの担当者が5つの部会に分かれ、定期的また必要に応じて部会を開き、課題について協議し連携している。 大崎上島町教育推進プランの理念の実現に向けて幼・小・中の連携をさらに密に行う。 園・各校の課題についてすみやかに部会を開き検討していく。取組状況を振り返り、見直しをしっかりと行う。 継続して実施する。	教育課
開かれた学校運営の推進	全校で学校関係者評価制度と評議員制度を取り入れており、評価事業とあわせて学校運営に活かしている。 各校において年3回程度の学校関係者評価委員会、令和4年度からは学校運営協議会として開催し、学校経営や取組について、助言をいただいている。委員には、学校行事や参観日等にも来校し、助言をいただいている。 継続して実施する。	教育課
学校施設の開放事業	学校施設(体育館・校庭)の開放事業を行っており、多くの町民が広く活用している。 継続して実施する。	教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

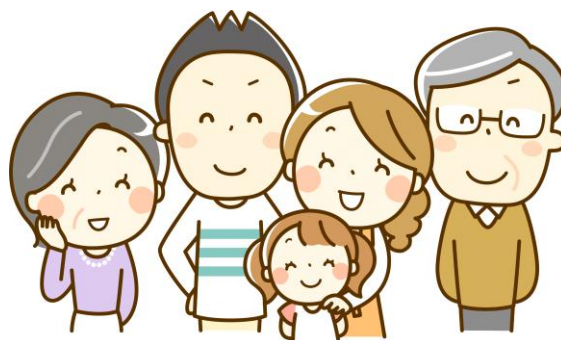
■施策の方向

子どもの育ちを伸ばすためにも、家庭が子どもを育てることの責任と喜びを認識するための家庭教育が重要になっており、これは次代の親づくりの観点からも重要性が増しています。一方で、地域が子どもたちに関わり、地域で育つという観点からも地域の教育力を高め、保護者等の家庭と地域が重層的に子どもたちを支える体系を確固たるものにすることがめざすべき方向です。

親の育つ力を引き出し、親を育てる（親育て）取組と、地域で子育てを支える観点から、父親・母親等の保護者への家庭教育・相談・指導等の充実を図ります。あわせて、地域の教育力を高める取組を促進します。

■主な取組・事業

施策・事業	上段：実施状況／下段：今後の取組	担当課
PTA連合会との連携	認定こども園・幼稚園・小中学校のPTA連合会を組織し、各小中学校での活動と全体での活動が行われている。 町内各幼稚園・小学校・中学校のPTAで大崎上島町PTA連合会を組織し、活動している。具体的には、救急救命講習・スポーツ大会・家庭教育への参加などがある。 各学校で継続して実施する。	教育課
子育てに関する学習や相談・指導	就園前の児童の保護者を対象に、地域子育て支援拠点事業や乳幼児健診時の相談・指導で対応している。 継続して実施する。	福祉課 保健衛生課



(4) 放課後の子どもの居場所づくり

■施策の方向

小学生の放課後の居場所として放課後子ども教室を実施しており、国の示す「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき推進します。

放課後子ども教室、スポーツ活動などが子どもの活動の場となっており、地域の大人が関わりながら行われている行事等も確保されています。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
放課後子ども教室 「わくわくスクール」	「放課後子ども教室(わくわくスクール)」として運営している。町内3か所、各30人定員として各小学校内で実施している。 放課後子どもコーディネーター、協働活動サポーターと担当課で協議・連携して、放課後を過ごす環境づくりに努めている。 継続して実施する。	教育課
スポーツ少年団活動	スポーツ少年団指導員によるスポーツ活動に多くの小学生が参加している。 継続して実施する。	教育課
わいわいスポーツクラブと連携した活動の推進	わくわくスクールでは年数回スポーツ大会、華道教室等の文化教室の開催など、健康・環境・日本文化等活動を行っている。また、大崎上島町スポーツ推進員の指導のもと健康活動を行っている。 継続して実施する。	教育課

■見込み量・供給量

(単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	53	23	53	22	53	21	50	20	50	20
供給量	90		90		90		90		90	



3 木力木力 親子の育ちを応援する地域

(1) 仕事と子育ての両立支援の推進

■施策の方向

子どもの年齢が上がるとともに共働き世帯が増える現状をふまえ、子育て・家庭・仕事の両立を図り、家族が協力しあって暮らしていけることが子どもの育ちにも重要なことです。これには、地域の環境と就業の環境でも認識を高めていく社会づくりが不可欠であり、働く環境のことや子育て家庭のことを考える機会を創出することが必要ですが、なかなか具体的な施策が推進できない状況にあります。

大崎上島町男女共同参画基本計画に基づき、働き方の多様化と男性の働き方の見直しなどを視野に入れて、子育て家庭の親が仕事と家庭を両立できるように、また、子育て家庭への啓発とあわせて事業所や地域の理解が深められるように働きかけていきます。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
男女共同参画社会や次世代育成支援対策の周知と啓発	学校教育や地域活動のなかで、男女共同参画に関する啓発活動を行っている。 「大崎上島町男女共同参画推進計画」に基づき、広報誌に男女共同参画推進月間、男女共同参画週間に合わせ記事を掲載し周知・啓発を行っている。 「大崎上島町第3次男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画に関する啓発等を、子どもから若い世代をはじめとする住民への一層の啓発と、関係団体等を通じた周知に努める。 学校教育活動において、男女共同参画の視点に立った活動に努める。 計画に基づき継続して推進する。	住民課 福祉課 教育課
事業所への啓発	商工会などの関係機関と連携して年に3回パンフレット等を活用し、雇用等に関する周知に努めている。 継続して実施する。町内事業所の策定を促進するため、情報提供等を行う。	地域経営課
次世代育成支援対策及び女性活躍推進特定事業主行動計画の促進	町は次世代育成及び女性活躍推進の特定事業主行動計画を策定して、働きやすい職場環境づくりを推進している。 特定事業主行動計画で達成していない事項について、重点的に取組を推進し、目標達成に努める。 継続して実施する。	総務課

(2) 地域ぐるみの子育て・親育てを実現するための仕組みづくり

■施策の方向

子ども・保護者が手を取りあって成長し、地域が親子に関わり安心して暮らせる大崎上島町をめざして、民生委員児童委員や青少年育成町民会議など地域で活動されている各種団体と連携して取り組んでいきます。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
地域での子育て支援活動の推進	保健活動では食生活改善推進員と連携して地区への伝達活動や保健活動を展開している。	保健衛生課
	食生活改善推進委員、認定こども園、幼稚園、中学校、高校等と連携し、望ましい食習慣が身につけられるよう取組を継続する。	
	認定こども園・幼稚園・学校・地域間の情報共有などを推進していく必要がある。	関係課
	情報提供を継続して行う。	
民生委員児童委員の活動の支援	児童委員が地域からの相談を吸い上げ、行政につないでいる。町内小学校等を訪問して教員との交流を図っている。	福祉課
	日頃から連携・協力し、民生委員児童委員に地域で円滑に活動していただけるように、情報提供や対応の充実に努める。	
地域で子どもを育てる視点に立った取組の推進	継続して活動を支援する。	福祉課 教育課
	地域で子どもを育てるという視点に立って、身近なことから取り組んでいくことが重要である。	
	学校教育で目指すことについての共通理解を図り、学校行事への参加や福祉活動・安全活動に参加している。具体的には、登下校でのあいさつ運動や見守り・クリーン作戦などがある。	
	令和3年より、アプリ「シグフィー」を導入し、町立幼稚園・小・中学校の保護者への連絡を電子データにて送付している。アンケート回答なども実施できるようになっている。	
	東野小学校では、「学校応援隊隊員」を独自に募集し、地域の方の得意なことを活かして学校を応援してもらうボランティアをお願いしている。	
	アプリを有効活用して保護者への連絡を円滑に行う。地域での子どものための活動を支援する。	

(3) 子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり

■施策の方向

交通事故や犯罪、災害などで、子どもが被害を受ける危険が高まっています。学校や地域で交通安全活動をはじめ、青少年育成町民会議委員による見回り活動、防災計画の見直しなど安全性の向上に努めており、今後はより地域と連携した取組が求められます。

子どもの安全の確保と子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の確保に向け、交通安全活動、児童健全育成事業、防犯・防災対策を推進するとともに、地域が自分たちの地域を守ることができるように、行政と各地域との連携を強化します。また、交通手段の充実、通学路の整備などについて、まちづくりの計画と整合を図りながら、必要な整備に順次取り組みます。

■主な取組・事業

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
児童健全育成と問題行動などの予防啓発活動	PTA 連合会や青少年育成町民会議などの地域の協力を得て、啓発活動、有害環境対策などを実施している。 地域の協力を得ながら継続して実施する。	福祉課
地域防災計画に基づく災害予防・対策の充実	大崎上島町地域防災計画に災害弱者対策として子どもたちの避難等の災害予防・対策を位置づけている。各学校で避難計画を作成して、緊急時に対応できるようにしている。各校が安全計画に基づき、計画的に避難訓練を実施している。 地域防災計画に基づく避難訓練の実施ができていないため、各区の自主防災組織と地元消防団等との連携を図り、訓練の実施に努める必要がある。 学校での安全計画に基づく避難訓練を継続して実施する。 地域の避難訓練の実施を促進する。	総務課 教育課
交通安全教室	警察と連携して、月1回地域の住民が交通安全の街頭活動を実施している。その他は、警察署が各学校・幼稚園・認定こども園で教室を開催している。 今後も各種交通安全対策を関係機関との連携を図りながら継続する。 各種交通安全対策を関係機関との連携を図りながら継続していく。	総務課

施策・事業	上段:実施状況／下段:今後の取組	担当課
公園の整備・管理	地域に遊べる場を概ね確保し、遊具の更新を行っている。親水公園(大崎地区)は地域経営課、東野プールは教育課、木江集いの広場は福祉課が管理を担当している。 継続して必要な改修などを行う。	関係課
通学路(道路)の整備、 外灯などの設置	安全な通学路の整備と、外灯・安全施設の設置に努めている。 地域住民及び学校からの要望を勘案し、整備を図っていく。	建設課 総務課
子ども110番の家事業	緊急時に駆け込む場所として、町内の商店街などを子ども110番の家に指定し、旗などを配布している。 協力いただける店舗や家庭を確保しながら継続して推進する。	建設課 総務課
交通アクセスの充実	移動については町全体の重要な課題のひとつであり、公共交通連携計画に基づき取り組んでいる。令和5年12月からデマンドバスを運行しており、子どもの利用もみられる。 利用状況を把握しながら、計画に基づき交通アクセスの充実を図る。	企画課
防犯活動	各学校で安全マニュアルを作成し、適切な対応に努めている。 地域の住民の協力を得て、防犯活動が展開されている。防犯カメラの設置を進めている。 各校の学校安全計画に沿って、警察や専門家にもきていただき、防犯教室を行っている。 継続して実施する。	総務課 教育課
防災訓練	防火及び地震ビデオ上映(小・中)や避難訓練の実施、消火器の使用取り扱い指導等を消防署と連携して実施している。小学校4年生を対象に消防署の社会見学を行っている。 計画的に火災避難訓練を実施し、消火器使用の訓練や煙体験などを行っている。各種防災訓練を継続して実施する。 継続して実施する。	教育課
青少年育成大崎上島 町民会議	青少年の育成に町民のすべてが関心を持ち、住民総ぐるみの運動を展開し、次代を担う青少年の心身の健全な育成を図るとともに、青少年の育成に関する機関団体相互の緊密な連絡調整を図る。 継続して実施する。	福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て関連3法に基づき実施し、教育・保育サービスの質的・量的充実を図っていくものです。

子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
- 3 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設
- 認定こども園制度の定着
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)
- 自治体(市町村)が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)

子ども・子育て支援事業に、以下の事業が位置づけられています。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されます。子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

「子ども・子育て支援法第60条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するための事項を子ども・子育て支援事業計画に定めます。

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1)施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち町が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。) (2)地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応) (3)児童手当 (4)施設等利用給付	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児訪問事業など13の事業(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所(現行の制度のまま、市町が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町が行います。) ・新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。)	

保護者の申請を受けた町が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。新制度における認定区分は以下のとおりです。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園または認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所または認定こども園	8～11時間
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所または認定こども園	8～11時間

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育サービスを推進する上で、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

大崎上島町の教育・保育提供区域は、町全域を1区域と設定し、町内の教育・保育施設を利用できる体制とします。

3 計画期間の子ども数と潜在的家族類型

(1) 子ども数の推移と今後の見込み（0～5歳）

計画期間中の児童数について、令和2年から令和6年（各年4月1日現在）の住民基本台帳の年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法で推計しました。

■就学前児童数の動向■

（単位：人）

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	20	13	14	20	20	20	20	20
1歳	26	17	15	14	20	20	20	20
2歳	25	30	17	14	15	20	20	20
3歳	20	25	34	17	14	15	20	20
4歳	34	20	23	33	17	14	15	20
5歳	30	33	20	23	33	17	14	15
計	155	138	123	121	119	106	109	115

(2) 潜在的ニーズを加味した家族類型割合

ニーズ調査の結果から、保護者の就労状況・就労意向による家族類型を分類すると、以下のとおりとなります。現在の保護者の就労状況から区分しており、潜在家族類型はニーズ調査から就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分しており、年齢別で家族類型の保育利用希望率を回答結果から把握し、ニーズ量の算定に用いています。

■家庭類型分類（ニーズ調査結果）■

	現在		潜在	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
タイプA ひとり親	7	10.1	7	10.1
タイプB フルタイム×フルタイム	27	39.1	31	44.9
タイプC フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	17	24.6	13	18.9
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	5	7.3	8	11.6
タイプD 専業主婦(夫)	13	18.9	10	14.5
タイプE パート×パート (双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプF 無業×無業	0	0.0	0	0.0
全体	69	100.0	69	100.0

4 特定教育・保育施設（施設型給付）

子ども・子育て支援法では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」といわれ、そのうち、同法による施設型給付を行うための町による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。「施設型給付」とは、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことです。

（1）幼稚園（認定こども園学校教育時間）

■現状

町内には公立幼稚園1園、私立認定こども園（学校教育時間）1園があり、定員は合計55人で、令和6年5月1日現在の通園児は合計35人です。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量	48	47	47	49	47
実績	32	34	32	32	35

■見込み量・供給量

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量	35	33	32	31	30
供給量 （認可定員）	55	55	55	55	55

認可定員による供給量：55人

■確保方策等

幼稚園と認定こども園学校教育時間での提供体制を確保します。

（2）認定こども園（認定こども園保育時間）

■現状

町内の認定こども園は私立1園で、定員90人（1号認定を含む）を確保しており、令和6年4月1日現在の通所児童は77人となっています。

■認定こども園の利用状況■

(単位:人)

施設名	児童数 (上段:令和5年4月1日現在) (下段:令和6年4月1日現在)							定員
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
ひかりえん (私立)	2	11	21	15	16	25	90	90
	2	9	12	25	13	16	77	

(単位:人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	8	37	55	8	35	54	8	36	53	7	36	54	7	35	53
合計	100			97			97			97			95		
実績	4	37	55	2	29	59	6	29	52	1	22	46	2	21	42
	96			90			87			69			65		

■見込み量・供給量

(単位:人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳
見込み量	7	9	9	45	7	12	10	45	6	12	12	43	6	12	12	41	6	12	12	40
合計	70				74				74				70				70			
供給量(利用定員)	6	12	12	45	6	12	12	45	6	12	12	45	6	12	12	45	6	12	12	45
	75				75				75				75				75			

供給量(利用定員):ひかりえん2号 45人、3号 30人

■確保方策等

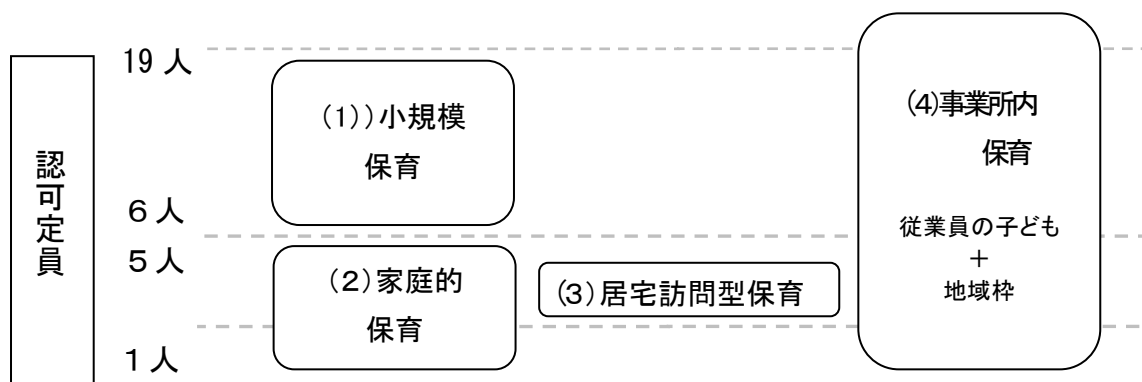
0～2歳の3号の教育・保育ニーズは、人数が減少しても希望は高まることが見込まれることから、そのニーズに対応できる体制の確保をめざします。0歳児については、育児休業明けなど年度後半で利用が増える場合があり、入所希望等を把握しながら、6人分の受入れ体制を確保します。1・2歳児についても入所希望を把握しながら、現在の利用状況と同程度の利用者数を見込み、3号合計で30人分を確保します。これにより、見込み量全体に対して供給できる体制が確保できるものと考えます。

5 地域型保育給付

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、施設型給付と同様に、保育の必要度の認定を受けた0～2歳の3号認定者に保育を提供します。

町内に地域型保育給付の対象となる事業所は、現在はありません。

■地域型保育事業の概要■



(1) 小規模保育

利用定員が6人以上19人以下の小規模で行う保育です。

(2) 家庭的保育

利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅等で預かる事業です。

(3) 居宅訪問型保育

住み慣れた居宅において、1対1を基本に子どもを保育するものです。

(4) 事業所内保育

従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供するものです。

■(1)～(4)地域型保育給付の確保方策等

地域型保育は、0～2歳の3号認定者が対象となります。現在の3号認定者の供給体制は概ね確保できており、地域の状況からも、地域型保育の参入は考えにくい状況であり、本計画期間においては提供体制としては想定できない状況といえます。今後も継続して地域の実情及び参入意向の把握に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業

町が認可して設置・運営に関する基準を定めて実施しています。

(1) 利用者支援事業

■現状

平成31年度より大崎上島町母子健康包括支援センター（母子保健型）で実施しています。

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

■見込み量・供給量

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

■確保方策等

地域の保育資源等の情報の収集・提供、育児等の相談など、大崎上島町母子健康包括支援センターが最初の窓口となって、妊娠期から子育て期を健やかに過ごし、子育てができるように支援します。今後は、令和8年度の設置を目指し、こども家庭センターに移行して実施します。

(2) 時間外（延長）保育事業

■現状

現在、18時以降の11時間を超える時間外（延長）保育は町内で実施していません。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

■見込み量・供給量

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	6	6	5	5	5
供給量	0	0	0	0	0

■確保方策等

11時間を超える保育の希望はニーズ調査ではみられませんが、保護者の働き方が多様化しており、実際の時間外保育の利用状況を踏まえながら、利用希望に迅速に対応できるように、受入れ体制を確保します。そのため、保育士の確保に向けて情報提供等の支援を行います。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■現状

現在、本町では放課後児童健全育成事業としては実施しておらず、放課後子ども教室として町内3か所（わくわくスクール大崎、わくわくスクール東野、わくわくスクール木江）開設しています。

確保方策等

町の実施状況に応じた形で、現在実施している「放課後子ども教室」を継続して実施します。

(4) 子育て短期支援事業

■現状

保護者が急に養育できない状況になった場合に、子どもを泊りがけで預かる事業で、現在実施していません。

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

■見込み量・供給量

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	21	21	18	19	20
供給量	20	20	18	19	20

■確保方策等

緊急時の対応などについて関係機関と連携して検討していきます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

■現状

子育て支援センターきらきらランドを開設しています。

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
実績	1,607	1,574	1,842	785	休止中

■見込み量・供給量

(単位:人回/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	130	130	130	130	130
供給量	130	130	130	130	130

■確保方策等

令和5年度は、令和5年12月までに785人が利用し、令和6年1月から事業休止となっております。今後は、子育て支援拠点確保のため、事業の再開と継続について、事業所と連携していきます。

(6) 一時預かり事業

■現状

一時的に保育が困難になった場合、週に数回の就労等の場合に、ひかりえんで一時保育を実施しています。また、幼稚園では教育時間を超えた14時から18時までの預かり保育等を実施しています。

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	912	888	912	912	876
実績	357	241	311	306	390

■見込み量・供給量

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	在園児	380	380	380	380	380
	在園児以外	400	400	400	400	400
供給量	在園児	380	380	380	380	380
	在園児以外	400	400	400	400	400

■確保方策等

認定こども園で一時保育・預かり保育を実施しており、今後も同様の体制で利用を受け入れていきます。子育て家庭の働き方やニーズの多様化に対応できる体制となるように推進していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

■現状

本町に病児・病後児保育施設はありませんが、広域圏の連携により、圏域内の病児・病後児保育が利用できるようになっています。

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	20	20	20	20	20
実績	2	5	8	0	実施中

■見込み量・供給量

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	197	193	172	177	187
供給量	20	20	20	20	20

■確保方策等

共働き世帯が増え、近くに祖父母等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられるため、圏域内での利用を促進します。あわせて、かみじまネットで通院時に兄弟姉妹の預かり等ができるよう体制づくりに努めます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■現状

現在、ファミリー・サポート・センターは町内では実施していません。一般的に就学前児童の預かりなどでの利用が多いものですが、小学生の放課後の過ごす場のひとつとしてファミリー・サポート・センター事業が含まれています。

■見込み量・供給量

(単位:日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

■見込み量・供給量

(単位:日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出

■確保方策等

ファミリー・サポート・センター事業は、現在は実施していませんが、小学生の放課後の過ごし方として放課後子ども教室で居場所を確保しています。アンケートで見込み量はみられませんでした。今後は子育て家庭の多様なニーズや緊急のニーズへの対応等を検討します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

■現状

生後4か月までの乳児に保健師等が家庭を訪問し、子どもの発育状況の把握と各種健診情報などの提供を行い、育児不安の軽減と子どもの発育支援を行うものです。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	30	29	29	26	27
実績	25	18	14	8	実施中

■見込み量・供給量

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20	20	20	20	20
供給量	20	20	20	20	20

注)0歳児数

■確保方策等

里帰り出産の妊産婦の相談・訪問等にも対応しており、継続して全数実施に努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

■現状

母子健康手帳の交付時に14回分の妊婦健診受診券を交付しており、妊娠期の健康維持を支援します。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	420	406	406	364	378
実績	308	179	195	166	実施中

■見込み量・供給量

(単位:延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	280	280	280	280	280
供給量	280	280	280	280	280

注)0歳児数×14回分

■確保方策等

妊婦健診の受診状況等を把握しながら、継続して実施し、妊娠期の母子の健康づくりを支援します。

(11) 養育支援訪問事業

■現状

養育困難な家庭に、保健師などが訪問し、相談・指導を関係者等と連携・調整しながら実施しています。

(単位:家庭)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(家庭)	3	3	3	3	2
供給量(人)	10	3	1	2	実施中

■見込み量・供給量

(単位:家庭)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2	2	2	2	2
供給量	2	2	2	2	2

■確保方策等

庁内及び関係機関と連携・調整をとりながら対応しており、継続して育児放棄等養育支援が必要なケースの相談・指導等の支援を行います。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■現状

本事業は、要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

■現状

本事業は、養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

■現状

本事業は、要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係の構築を目的とした子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

■現状

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見越した子育てを行えるように支援を行う事業です。

■見込み量・供給量

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	42	42	42	42	42
供給量	42	42	42	42	42

■確保方策等

母子健康保健手帳交付時とこんにちは赤ちゃん訪問時での実施を見込み、相談支援を行います。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

■現状

概ね0～2歳で保育所等に未就園の児童が1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

(17) 産後ケア事業【新規】

■現状

出産後1年以内の母子に対して、保健師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

■見込み量・供給量

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	8	8	8	8	8
供給量	8	8	8	8	8

■確保方策等

これまでの実績から見込み、保健師等が訪問して実施します。

7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載することが求められています。

町としては、子ども数が減少するなか、子育て家庭のニーズは多様となっている点に留意し、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。

(1) 認定こども園・幼稚園等就学前教育・保育施設の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、町にある認定こども園・幼稚園の教育・保育施設について、また実施している子育て支援に関するサービス・事業について啓発します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

①地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

②認定こども園・幼稚園と小学校との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な連携（保幼小連携）の推進については、研修、授業参観などにより、相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図ります。

③保育士等の確保

就学前の教育・保育ニーズに対応するため、保育士等の専門職の確保が重要です。県の「働く女性応援プロジェクト・チーム」との協力や「広島県保育士人材バンク」の活用に向け、引き続き情報提供などの支援に努めます。

(3) 地域での教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、町が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

(4) 認定こども園、幼稚園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園、幼稚園と小学校との連携を推進します。

特に、障害のある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

8 総合的な施策の推進

子ども・子育て支援事業については、各種子育て支援施策との連携を図りながら計画に具体的に盛り込んでいきます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め、低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等を行います。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。

(4) こどもの居場所づくりに関する指針の推進

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」をふまえ、放課後の児童の居場所づくり、学校施設の有効活用を促進します。

(5) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正をふまえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化やこども家庭支援拠点機能の確保を検討します。

(6) 幼児教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進と連携の強化

(1) 町民・団体等への周知と協働体制の確立

この計画を実行していくためには、町民の主体的・積極的な参加が不可欠であるため、町ホームページや広報紙への掲載などを通じて計画の周知に努めます。

また、地域住民、関係団体、ボランティア等が参画し、子育てに関わるすべての人や団体と緊密な連携を図りながら、住民・関係団体等との協働による計画の推進に取り組みます。

(2) 庁内推進体制の確保

本計画を着実に推進していくためには、引き続き全庁的な取組が必要であることから、庁内関係課が連携して計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

2 計画の進行管理

本計画に定めた各種事業の進捗状況を把握し、毎年度点検します。

点検した結果を「大崎上島町子ども・子育て会議」に報告し、ご意見等をいただきながら着実な推進に努めます。

資料編

1 大崎上島町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月25日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、大崎上島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 大崎上島町子ども・子育て会議委員名簿

所属	名前	備考
大崎上島町議会 総務福祉文教常任委員会	森 ルイ	会長
豊田郡医師会	釋舎 龍三	
認定こども園ひかりえん	澁谷 祥三	
大崎上島幼稚園	川本 美陽	
小学校校長会	望月 浩和	副会長
大崎上島中学校	門戸 史幸	
認定こども園ひかりえん	古坂 圭	
大崎上島幼稚園	濱本 瞳	
PTA 連合会	末田 尚行	
青少年育成大崎上島町民会議	堀 一朗	
民生員児童委員	小川 眞弓	
教育委員会 教育課	山本 秀樹	
大崎上島町福祉課	川野 義彦	
大崎上島町保健衛生課	川本 亮之	
大崎上島町保健衛生課	角本 明美	
大崎上島町福祉課	川上 慎司	

3 策定経過

	内容
令和6年2月28日～ 3月13日	子ども・子育て支援に関する調査
令和6年7月30日	第1回 大崎上島町子ども・子育て会議 ・会長・副会長の選出 ・第2期子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和6年12月18日	第2回 大崎上島町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・こども家庭センターについて
令和7年3月6日	第3回 大崎上島町子ども・子育て会議 ・令和7年新規事業「こども通院助成金」について ・第3期大崎上島町子ども・子育て支援事業計画について ・自治体こども計画の策定について ・来年度以降の会議について

大崎上島町
第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7年3月

発行：大崎上島町福祉課

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968

TEL：0846-62-0301 FAX：0846-62-0304